

第七十二回
参議院法務委員会會議録第十四号

昭和四十九年五月十六日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

五月十五日

辞任
齋藤 寿夫君

補欠選任
木島 義夫君

五月十六日

辞任
山本茂一郎君
小枝 一雄君
重宗 雄三君
吉武 恵市君
村田 秀三君
藤田 進君
内田 善利君

補欠選任
柴立 芳文君
鍋島 直紹君
平泉 渉君
山下 春江君
小谷 守君
中村 波男君
柏原 ヤス君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

原田 立君
後藤 義隆君
棚田 四郎君
佐々木静子君
木島 義夫君
柴立 芳文君
鍋島 直紹君
平泉 渉君
吉武 恵市君
小谷 守君
中村 波男君
柏原 ヤス君
須藤 五郎君

國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君
法務大臣官房副長 勝見 嘉美君
法制調査部長 川島 一郎君
法務省民事局長 安原 美穂君
法務省刑事局長 安村 和雄君
最高裁判所長官代理者 安村 和雄君
最高裁判所事務 田宮 重男君
最高裁判所事務 西村 宏一君
最高裁判所事務 堀分 一立君
最高裁判所事務 二見 次夫君
最高裁判所事務 二見 次夫君

最高裁判所事務 安村 和雄君
最高裁判所事務 田宮 重男君
最高裁判所事務 西村 宏一君
最高裁判所事務 堀分 一立君
最高裁判所事務 二見 次夫君
最高裁判所事務 二見 次夫君

事務局長 二見 次夫君
常任委員会専門 二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(刑法改正に関する件)

○民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。
山本茂一郎君が委員を辞任され、その補欠として柴立芳文君が選任されました。

○委員長(原田立君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木静子君 それでは私からまず、一昨日に行なわれました法制審議会の刑法改正問題について、いよいよ新聞で拝見しますと二十九日に答申が行なわれるということでございますけれども、その件について伺いたいのでございますが、次回二十九日に残りの議論を尽くされて結論を出すということになりました、そのことはそのとおりでございます。

○政府委員(安原美穂君) 御承知のとおり、先日十四日にいわゆる要綱の各条についての審議を終わりました、それを前提としてこういう案で刑法を全面改正することが必要かどうかという議論に入りまして、十人足らずでございましたが、各委員から活発な全面改正の要否についての議論の展開がございましたが、事柄の重要性にかんがみましてさらに審議を重ねるということで、次回二十九日を予定しておりますが、二十九日で必ず終わるということではなくて、審議の模様によりましてはさらに回を重ねるということもあり得るわけでございます、二十九日に結論を出すという予定にはなっておりませんが、目下の見込みでは、二十九日におおむね各委員の意見の表明が終わるのではないかと予測はしておりますが、予定はいたしております。

○佐々木静子君 これは、法制審議会で委員の方全部が、お一人お一人が意見を述べられるわけでございますか。そのうちの十人かお済みになったというわけでございますか。

○政府委員(安原美穂君) いま二十六人の委員がいらっしゃいます、別に一人ずつにして発言を求めるといふ運営ではなくて、自発的に御意見の御表明をいただくということで、自発的に各委員から御表明がございまして、約十人あまりが前

回述べになったということでございます。

○佐々木静子君 そうしますと、その質疑をなさる要望のある方というふうなのはあと何人ぐらい残っていらっしゃるのか、そのあたりはいかがなものでございますか。

○政府委員(安原美穂君) 二、三の方につきまして次回発言をするということを予告しておられる方がございまして、特に委員会の席上で次回発言の方のお申し出を求めたということとはございませぬので、何人になるかはちょっとわかりません。

○佐々木静子君 法制審議会の様子を新聞その他から承っておりますと、ほぼ大多数の方が全面的に賛成、賛成といいますが、改正をすべきであるという結論になりそうである。反対意見を陳陳された方は、日弁連代表の委員が強い反対意見を、改正に反対の意見をお述べになったということとを承っているわけでございますが、新聞などで報ずるところによりますと、これはほぼもうこのまま通ってしまうのじゃないかということが予測されております、これは前回の衆議院の法務委員会におきましても中村法務大臣が、このまま答申案が今度の審議会の日に全面改正が必要という結論が出されたとしても、政府案とするとかかなり手直ししなければならぬというような御意見が出されて、御答弁をなされたということとを承っておりますが、見通しすると、全面改正が必要であるという結論が出そうであると私も感じておるわけでございますが、それを法務省でかなり手直しをされるというお考えでいらっしゃるわけでございますか。

○國務大臣(中村梅吉君) これは、手直しをするという前提ではございませぬが、法制審議会の中にもいろいろ意見があるようです。私も大体大要を聞きました、せつかく長い年月をかけてこれだけ慎重に逐条審議をしてきたのだから答申をあ

くまで立法化すべきであるという強い意見と、答申は尊重すべきであるけれどもさらにいろいろ問題になった点を再検討して立案しようというのと、それから一部全面改正反対であるというのと、大体三色ぐらいい意見が分かれるようでございます。

法務省としては、答申をいただいでから十分に検討したいと思ひます。もちろん、この審議会の中で、内部で出ました少数意見などについては、それらの扱いについてどういふふうなことになるか十分に検討をして、十分世間の納得いくような、せつかく改正する以上はりっぱな改正をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○佐々木静子君 これは法制審議会の審議というものが、非常に秘密というところで一般に知られないわけでございまして、今回の場合も日弁連代表委員の御意見だけは新聞に載っているけれども、あまりほかの点は、どなたがどのようにお述べになったということが報道されておられないわけでございまして、これはやはりわれわれにも知る権利があるんじゃないか。そういう意味において、できるだけ明らかにしていただきたいと思ひますので、私の聞いておるところによりまして、委員の中でも、一応この答申が出て法律案とするには相当修正をしなければならぬであろうという発言があったということもお聞きしておりますが、そういう御意見もかなりあるわけでございまして、そういう発言があったかどうかはまた伺いたいと思ひます。

○政府委員(勝見嘉美君) 法制審議会の審議の公開の問題でございますので、私のほうからまずお答え申し上げます。

現在の法制審議会につきましては、審議会の議事規則第四条で公開しないこととされております。これはその趣旨は会議におきまして、いわば各委員方の自由な言論を確保するためというふうに私どもは解しておるわけでございます。ただ、このように、したがいまして議事録も会議が非公開

とされているという趣旨から公表しないこととしておるわけでございます。しかし、このような会議非公開、それから議事録非公表ということはあくまでも各委員の発言の自由の保障ということでございますので、その差しつかえない限りはすでに御承知のとおり報道機関を通じて会議における議論の内容を、それから審議の経過の概要等につきましましてそのつど報道機関を通じて、これを発表しているところは先ほど申し上げましたように御承知のとおりでございます。

○佐々木静子君 いまの申し上げました、そのような発言があったかどうかということをお答えをいただきたいわけでは、

あとの議事録はでき次第各委員というところは部数が多いへんと思ひますので、この委員会の調査室へ御提出いただけてございましてよろうか。

○政府委員(安原美穂君) いま大臣も申されま

○佐々木静子君 非常に委員の発言というものを

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

○佐々木静子君 非常に委員の発言というものを尊重しなければならぬというふうなお話でござい

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

○佐々木静子君 非常に委員の発言というものを尊重しなければならぬというふうなお話でござい

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

○佐々木静子君 非常に委員の発言というものを尊重しなければならぬというふうなお話でござい

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

○佐々木静子君 非常に刑事局長のおっしゃると

政府原案というものがあって、それに対して委員会に諮問されるというのが普通じゃないかと思うのでございますが、これはそういう過程はとっておりません。部分的に少しずつやられて、それをこころ積み重ねた結果一つの刑法の法案というものにつくり上げられたというふうな非常に変わったプロセスをとっているのじゃないかと思うのでございますが、それはどういふわけでそのようにされたのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) 全般的な法制審議会の諮問事項の態様につきましては調査部長から全般的なお答えをいただきたいと思ひますが、事刑法に關しましてはやはり全面改正をする必要があるかどうか自体が事務当局で定めるところであらうにも重大な問題であるということで、改正する要否から問ひかけて諮問したということであらうと思ひます。

○政府委員(勝見嘉美君) 諮問の形式について簡単に申し上げますと、いろいろな形がございます。当面御質問にございます刑法につきましては、諮問第二十号として「刑法に全面的改正を加える必要があるか、あるとすればその要綱を示されたい。」このような形になっております。なおこれらだいが問題になっております少年法の改正につきましては、第二十七号で「少年法を改正する必要があるか」と思われるので、別紙要綱について意見を承りたい。」というように形で事務当局でつくりました要綱について意見を承りたいというように諮問の形式になっております。各法規の改正の内容に従ひまして諮問の内容はたいへん多様な形になっております。

○佐々木静子君 部分的に改正案を出されたために、結局全部をこころ集めた場合に、その改正案が非常に不満足な、御自分の考え方とは変わっているけれども、部分的なところがそうなっておれば筋を通すためにやむを得ずそれに同調せざるを得なかったというふうなお話も非公式に法制審議会の委員の先生方からお聞きするわけなんですございますが、いま、これは最初、昭和三十八年で

ございましたか、諮問に付されたときに選任された法制審議会の委員と現在の法制審議会の委員、これはその役職の立場で当然にその方がその任を、その役職から離れられたならば当然に変更されるという役職の場合は別でなければ、そうじゃなくしてお入りになった委員のうちで途中でやめになった委員は何人おられますか、また、それはどういふ方で、どういふ肩書きの方でいらっしゃいますか。

○政府委員(勝見嘉美君) ただいまお尋ねの委員の変更の問題でございますが、たいへん恐縮でございますが、いわゆる総会の委員の変更でなくして……

○佐々木静子君 総会の委員です。

○政府委員(勝見嘉美君) 総会の委員でございいますか。

○佐々木静子君 はい。

○政府委員(勝見嘉美君) 刑法の審議にあたりましては、あるいは不正確かもしれませんが、総会の委員につきましてはおやめになった方はおらなくて、中川善之助氏、それから村松元高裁判事、この二人が追加選任されております。

○佐々木静子君 これは新聞でもいろいろと報ぜられておりますし、また学者の間でも、また弁護士会その他からたいへんこのことが問題にされていられるわけでございますが、後ほど審議いたします民事調停法及び家事審判法の一部の改正案においても、これは政府から調停委員の年齢というようになことがたいへん問題にされて、民意を正確に反映していくためには、やはり年齢に対してある程度のワックを設けなければいけないんじゃないかと、むしろこれは前回の、一昨日の政府の御答弁、これは調停委員でございまして、法制審議会の委員とは若干違ふかもしれませんが、けれども、そういうことで私はこの御答弁には非常に不満足なものでございまして、四十歳以上七十歳以下というワックを設けておるといふような御答弁があったわけでございますけれども、この法制審議会の総会の委員の、これは先日の新聞にも載って

おりますが、御年齢も載っておるわけでございますが、非常に高年齢の方ばかりお並びになっていらっしゃる、それはどういう意味なわけでございますか。

○政府委員(勝見嘉美君) すでに新聞紙等に報道されておりますように、法制審議会の委員の方々の年齢について問題があるという御指摘がございまして、私もどなたもいたしましては、法制審議会はいわば基本法についての調査、審議が任務でございまして、学界、法曹界等を代表いたします、いわば学識経験豊かな第一級の方々に審議していただいているというところでございまして、平均年齢がどうしても高くなるというところはやむを得ないものというふうに考えておる次第でございまして、

なお、御承知のとおり、法制審議会には調査、審議する事項に応じまして部会を設けられることになっております。現にこの刑法の改正につきましては刑事法特別部会というものを設けておるわけですが、その部会には比較的若手の学者、実務家等が委員、幹事として参加していただいております。見ました場合には必ずしも高くないというふうに考えている次第でございまして、

○佐々木静子君 まあこれは、これが必ずしも高くないというところで、平均年齢が、いま私ちょっとよくわからなかつたんですが、

○政府委員(勝見嘉美君) 法制審議会のいわゆる総会の委員の方々の平均年齢は確かに御指摘のとおり相当高くございまして、特別部会の平均年齢を申し上げますと、この刑法改正、全面改正に關する報告をいたしました四十六年の十二月十五日現在で、刑事法特別部会の委員の方々の平均年齢は六十・四歳、それから幹事の平均年齢は四十四歳ということになっております。私最後に申し上げましたのは、審議会の全体のメンバーの年齢構成としてはそのようなことでございまして、必ずしも年配者に片寄り過ぎているというふうなことはないういうふうに考えている次第でござい

○佐々木静子君 これ、大臣のお時間があるようですのでなんですが、まあ幹事はなるほど若いですが、幹事には表決権がないと伺つてゐるわけでございますし、それから私は御年齢の方がよくないとはちとも言っておらないので、非常に若い方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

○佐々木静子君 一人一人はたいへんこころいりな方ばかりだと思つてございまして、

年齢は四十歳ぐらいというような事情にありますので、まあ幹事といえども実務をとる方々でございまして、こういう方々にできるだけ御参加願うような心がけをいたしておるわけでございませう。どうも一流人物ということになると、どうしても高年齢になるという可能性はあるわけで、もうこれはいたし方ない事情ではないかと、かように思っております。

○佐々木静子君 やっぱり一流となると高年齢になるといふところに法曹界というのか、この特に刑法学界などのもうどうしようもない古さがあると、ほかの社会では一流即高年齢ということとは必ずしもつながってこないんじゃないかというふううに私思うわけでございませうが、そうした事柄の中にもたいへんに国民全般の感情から離れた古色蒼然とした感じというものはこれは否定できないと思うわけなんです。それからたとえばこの間の衆議院の法務委員会の御答弁でも、たとえば大臣とすると報道の自由というものは保障しようと考えておるといふふうな御答弁を伺っておりますけれども、まあ大臣お一人でも全部おきめになるわけにはいかないとは思いますが、大臣は具体的にどうして保障しようとお考えになっているのか、その点だけでもちょっとお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) いままでありました二百三十条ノ二というのを今度の改正では落としておるわけでございませう。これは皆さんごらんいただきますけれども、私も私も拝見しても、あの二百三十条ノ二というのはまるで取ってつけたような条文であることは間違いない。何かの必要があつてああいう取ってつけたような条文を追加されたんだと思ひますが、審議会の委員の方々の御意見を聞きますと、最高裁の判例等、新聞等が起訴前の事実を報道することはこれは公共の利益に合致するんだという判断が出ておりますので、まあ委員の方々の意見としては、そういうふうに最高裁の判例でもうすでにきまつておるんだし、わざわざ取ってつけたような条文はなくても

いいではないかという御意見で削除になったようございませう。しかし、これを何かほかの方法で——急にあらぬものがなくなったというところで妙な感じを与えるよりも、もっと何か自然の形でそういう報道の自由というものを保障される条文の書き方はないものだろうかというところを実は私も言つておるし、おそらくそういう条文が幸ひに見つければ審議会の委員の方々の精神とも合致するので、決して背反しておるんじゃないかというように思ひますので、さような点を今後検討したい、こう思つておるわけでございませう。

○佐々木静子君 いろいろもつとお伺ひしたいんですが、大臣の御時間の都合があるようございませうから……。

そうしますと、一部の報道ではもう一年ぐらいの間に法律案として出すことができると思ふというふうな報道もあれば、また二年、三年かかるんじゃないかという御意見もあり、また、これはどうして法律案としては提出できないんじゃないかというふうな風評もいろいろ出しておるわけでございませうけれども、大臣とするとこの答申を——まあ予測されるところでは今月二十九日に答申を受けられたら、その後どのぐらいの期間で法律案になさるおつもりなのか、あるいはもう法律案として作成して提案することは無理だとお考えになつておられるのか、そのあたりの見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は審議会の答申が近く出さうであるという段階になりましたので、省内におきましても、これを一般に周知徹底したるに、それから問題の点をさらに検討したりするのどのぐらいの時間がかかるだろうということとを相談しておりますが、大体次官はじめ役所の人たちの意向としては、少なくとも一年はかかるだろう、これはそのぐらいな期間をかけて十分に練らないかという完全なものができ上がらないんで、そうかなと思つておるようなわけでございませう。

○佐々木静子君 それでは、これは伺つておるところで、与党内部でも相当批判があるようございませうし、社会党ではこれを強くこの刑法の全面改正に反対している。これは人権じゅうりんの規定であり、重罰主義、まあ少なくとも新憲法下には全くふさわしくない刑法になるということとで強く反対をしており、また労働者の方たち、総評なども強い反対運動を闘争しておりますし、また日弁連あるいは学界、宗教界においても強い反対があるわけでございませうので、ぜひともそういう国民の声を、これは前回の御答弁でも伺ひましたけれども、十分に耳をお傾けになつて、できればこういう国民の反対するものはもう法律案として提出しないというふうな強い姿勢で、法律家の大臣でいらつしやいますから、臨んでいただきたいと思ひます。それと、憲法下にふさわしい人権保障の規定とあまりにも多く距離の離れたこの改正案でございませうので、そういうことにならないように最大限の努力をしていただけるといふ約束はできるわけでございませうね、どうですか、大臣のこの点について御所信を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 法制審議会の答申がでますと、われわれとしては法制審議会の答申をできるだけ尊重する、できるだけというよりつとめて尊重するという立場をとるのが当然でございませう。それから法制審議会の内部の意見を聞きましても、反対というのは三、四名の程度でございませう。そこで問題は、同じ改正するにしても、できるだけ修正をさしたいというものが法制審議会の委員の大部分の御意見のように思ひますが、問題は、刑法ができたときからもう六十年もたちますし、部分的な改正はしてきまして、この段階でやはり法制審議会の答申に基づいて改正を志すということは私は適切であると思ひます。ただ問題は、世間になかなか誤解というのか、周知徹底しないために誤解を生じてる向きがかなりあるようございませうから、こういう点はできる

だけ払拭するように最善の努力を尽くす、また、反対しておる少数意見に対しても、少数意見のあり場所というものをよく検討して、それに答えるような努力をすることはこれは当然に必要だと思ひます。まあそういう意味合いにおきまして私も、答申の出た晩においては以上申し上げたような考え方で、決してあわてたりなんかしないで、十分に慎重に取り扱つてまいりたいと、かように思つております。

○佐々木静子君 ぜひとも慎重に取り扱つていただきたいということ、反対している少数意見という話でございませうが、委員は少数かもしれないけれども、国民の大多数は反対しているというところを、これを十分にお考えいただいてお臨みいただきたいということを特にお願ひいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(原田立君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(原田立君) 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○須藤五郎君 きょう私は最初のほうと最後のほうを大臣にいたいただきと思つてゐるんですが、大臣に対する質問があります。しかし最初のところは、大臣が私の質問が済むまではここに居ることができないんだということをいま大臣から訴えられました。それで、最初のほうと——私の質問はすべてで大体十二、三問なんです。それで、最初のほうと最後のところを大臣が見えてからということに保留しまして、それで私はこの法案の内容についてのところを、第七問から私は質問に入りたいと思つております。どうぞ大臣はお引き揚げくださつてけっこうでございませう。できるだけ早く帰つていただきたく思ひます。

時間にも限りがあることと思ひますので、大体四点ほどに止つて法案の内容について私は質問

をいたしたいと思ひます。

私はこの法案で、大きく分けまして三つの点でどうしても賛成できない問題点があると見ておつたわけですが、そのうちの一点は、衆議院におきまして全会一致で削除されました十六条の二、いわゆる調停委員会による調停事項の提示の問題で、これはいままでにも押しつけ調停の批判があつたものを一そう助長するおそれがあるものですから、当然削除されてしかるべきものであつたと、こう思つております。

次に、改正案の八条の一項のいわゆる他事関与で、こういう項目にはすべて反対するわけですが、そのうちにおきましてお聞きしておきたいと思ひますことは、最高裁で定める事務につきまして、答弁では事実の調査に限るのだと、こういうふうなことを何度も繰り返されて、それを規則で定めるとおっしゃつておられますが、私は、最高裁のほうで幾ら事務は限定されているとおっしゃられても、結局、法律で明文化されない限り非常にあいまいなものをそのまま白紙にして規則にゆだねることになる。もちろん事実の調査ならいいと言つてゐるわけではあるが、規則にまかせておくというところは国会で答弁されております。歯どめから拡大してつくりださない保証というものはどこにもありません。そのことを私は非常に心配しておるわけですが、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(勝見嘉美君) まず、法律の条文のていさいでございしますので私から申し上げたいと思ひます。

御指摘のとおり、第三種の事務といたしまして、「調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務」という形になっております。私も立案いたしました際に、歯どめがないという御議論に対しましては、まずこの「事務」につきましても、調停事件を処理するために必要な事務であるという意味におきまして調停そのものももちろん含みませんし、あくまでも調停事件に關与することが主体でございまして、その補助的な事務と

いいますか、それが考えられるので、当然にこの条文があるためにとどめなく広がるという趣旨のものではないというふうに考へておるわけでございます。

それから、これも一つの御批判がございましたわけですが、「裁判所の命を受けて」というのがこの第三種の事務にもかかるわけですが、受調停裁判所として調停委員会であるか単独裁判官であるか二つの方法がございまして、調停委員会が命を得る事務というものは客観的にはやはり制限があると、これも一つの私どもの立案したときの理由でございまして。

それからもう一点の、本来公務員の職務内容は法律で定めるべきではないかという御批判も裏にはおありかと存じますのでお答えさせていただきます。まず、なるほど公務員の職務内容につきましては法令によつて定められるべきことはこれは当然でございますが、一から十まですべてのことについて必ずしも法律で定めなければならないものではないというふうに考へます。調停委員の主要な事務である調停事件の關与のほか、いわば補充的な、補助的な事務につきましては下位法令に委任しても差しつかえないというふうな考へ方から、このような条文のていさひになつた次第でございます。

○須藤五郎君 私は実際に調停委員になつたこともございませぬし、こういう仕事に關与した経験を持つておりませんが、その私が心配する点は、この第八条に「裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識の経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に關する事件の關係人の意見」を聞き、というふうになつてますね。そうすると、実際にある問題にAとBの人が調停委員になつておると、ところが、その人の意見を越えてCたる者が裁判所の命を受けて意見を述べるといふことは、AとBの正式の調停委員の意見が曲げられる場合もあるし、その調停がじやま

れるというふうな事態が起こりはないかと。これはしるうとしての私の考へ方なんです。だから、その第三者の意見ですね、もちろんこれは「他の「事件」というんですから、第三者の意見を聞くその範囲とかそれに対するウェイトですね、そういうことはどこに歯どめされておるかということを私ははつきりここで伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(勝見嘉美君) 御指摘の御懸念は、全くそういう御懸念はよくわかるわけですが、まずけれども、私どもの立場から申し上げますと、まずすべてに通ずる問題点について申し上げますと、その際の、いま御指摘のC調停委員の立場は、その調停委員会がAとBの調停委員で構成されているという場合のCの立場は、あくまでも調停行為そのものはCはできないわけでございます。また、そのA、Bが担当している調停事件についてCがいわば自主的に關与するということはもちろん許されておらないわけでございます。

で、御懸念の、これらの事務をやることによつてA、Bの調停委員で構成されている調停委員会にいわば有害な影響を与えてしまふのではないかと、こういう御意見でございしますが、まず第一種の事務について申し上げますが、この「専門的な知識経験に基づく意見」の陳述につきましては、その当該調停事件をその調停委員会がどういうふうにして持つていこうか、その専門的事項がからんでおりますので、いわばその調停委員会の進め方そのものについて意見を聞くということが主要なことになるかと思ひます。

それから第二の「囑託に係る」事件の關係人の意見の聴取」でございしますが、これは遠隔地にある關係人から意見を聞いてほしいということに尽きるわけでございます。囑託を受けた裁判所の所屬の、まあ先生の御指摘のC調停委員が、その調停事件につきましてどうのこうのという自主的な意見を当事者に、關係人に述べるわけでも——述べてはもらないけないわけでもないし、その囑託の事件でございしますし内容もよく

わからないわけでございますから、囑託にかかる意見を聞いてほしいということで、いわば客観的にその意見の聴取を行なうだけでございします。で、囑託をしたほうの本来の調停事件については実質的な影響はないと、また、あつてはならないというふうに考へております。

それから先ほど御指摘の、囑託にかかる事実の調査につきましては、いわばこれも客観的な事実の調査を囑託されるだけにすぎないのでございまして、実質的に、いわば頼んだほうの調停事件について影響を及ぼすということはまずあり得ないというふうに考へておるわけでございます。

○須藤五郎君 あなたの話を伺うと、それならばそんなことをする必要はないんじゃないかということも私は言えるように思ふんですが、これはあくまでも裁判所の参考意見として聞くんです。この調停委員、A、Bの調停委員が第三者の意見も聞いてほしいということを言つたときに、そういうことをするんですか。それならば、A、Bの調停委員がそんなことを必要ないと拒否されれば、第三者のCの調停委員の意見を聞くということとはならないのか。それとも裁判所として、どうもA、Bの意見があるが裁判所としてはどうも納得のいけぬ点があるから裁判所としてまた第三者のCの意見を聞いておきたいというふうな立場で聞かれるのか。どういう立場でこれを聞かれるのか、お聞きしたい。

○政府委員(勝見嘉美君) 説明がつたなくて誤解をいたしている面につきましてはお許しいただきたいと思ひますが、たとえばこの遠隔地にいる「關係人の意見の聴取」につきましては具体的に申し上げますと、甲の裁判所に事件が係属しております。そこで調停委員会を構成しまして、まあ裁判官はちよつとのきまして、AとBの調停委員がおりまして、でAとBの調停委員と裁判官で構成している調停委員会が、まあ關係人として遠隔地にいると、その人の意見をぜひ聞きたいと、こういうふうな考へたといひます。で、その意見の内容はまあ至つて簡単なことで遠くからわざわざ

来ていただくでもないという場合に、こういう事実についてそれではその遠隔地にいる関係人の所在地の裁判所のお願ひしようではないかというふうな調停委員会がきめまして、それでその裁判所から遠隔地の裁判所に、この事件についてこういうことをその関係人から聞いてほしいという囑託をいたすわけでございます。で、囑託を受けた裁判所のはうで適当な調停委員を選びまして、遠い裁判所のはうからこういう意見の聴取をしてほしいという依頼があったということで、その囑託を受けたほうの裁判所のC調停委員が関係人に会いまして、この事件について調停委員会のほうでこういうことを聞いてくれと言われたのでお聞きする、で、その聞いたことを調停委員がそのまま客観的な形でもとの調停委員会に結局は報告するという形になるわけでございまして、その調停事件そのものについてC調停委員がああこのうのというふうなことを言うというにはならないというふうなことを言うわけでございまして、

○須藤五郎君 そうすると、くどいようですが、だめを押しておきますが、最初AとBの調停委員がやる。それで、それに裁判官が一人加わって調停委員会を形成する。そして、その三人の意見として、この問題はもう一人現地の人の意見を尋ねてみようではないかということに聞く。そして、その現地の意見が提出された場合は、その三人がそれを聞く、こういうことですね。それで、その三人がこの意見はおかしいということになれば、それはもう放棄されてしまう、何ら権威を持たないものだ、ただほんとうの単なる参考意見として聞くんであって、ということになるわけですね。そして、その三人の調停委員の中でかりに一人でもそんなこと聞く必要ないと、こういう意見になれば、そういうCの調停委員の意見は求めない、こういうことなんですか。こういうふうな理解していいんですか。

○政府委員(勝見嘉美君) 私、先ほど具体的に申し上げました遠隔地にいる関係人の意見の聴取につきましては、C調停委員自身の意見というものは全然表面には出てこない筋合いのものであるかと思ひます。その点ではいまの御心配は全くないというふうな考えです。それから、第一段の「専門的な知識経験に基づき意見」、これはまさにC調停委員の意見でございまして、調停委員としてそのC調停委員の意見を聞くという形になりますので、誤解のないように申し上げたいのは、この最初の事務とあとの事務は、いまの御質問に関連して申し上げますと、ちよつと結果が——結果といいますが、違つ性質のものであるというふうな御理解いただきたいと存じます。

○須藤五郎君 最後のところもう一べんちよつと。○政府委員(勝見嘉美君) ここに書いてございす最初の「専門的な知識経験に基づき意見を述べ」、これはC調停委員が自分自身の意見として述べることでございまして、それから第二番目の、遠隔地にある「関係人の意見の聴取を行い」というのは、C調停委員が関係人の意見を聞いて、その聞いたまなまをもとの調停委員会にいわば報告するといひますか、そういう形になりますので、あとの事案につきましてはC調停委員の意見がそのもとの調停委員会に關係、影響するということにはあり得ないということを上記しているわけでございまして。

○須藤五郎君 そうすると、C調停委員の意見というものは、これに反映しない、……○政府委員(勝見嘉美君) 第二種の事務につきましては、

○須藤五郎君 C調停委員が現地の人の意見を聞いて、それをこちへ報告すると、こういうことですね。それでも私は一つの危険を感じるわけですね。かりにある男と女の争いがA、Bの調停委員の調停にかかつておる。そうすると、Cがその現地でたまたま尋ねた、意見を求めた人が、現在調停になつておるどちらか一人の側に特別な好意を持つておる。個人的な関係とか、いろいろなことで、特別な好意を持つておる。悪意を持つて

おる場合もありますね。そういう人がたまたまそこへ出てきて、そうしてCに自分の意見を述べる。そうすると、Cはそのまなまこちへ反映してくるというふうになると、やはり私はAとB調停委員の考え方というものが何か拘束されたり、また拘束をというか、影響を受ける場合が出てくるような感じがするんですね。だから、実際に公平な正確な調停というものがそこでおかれる心配がある、私はそういうふうな感じのわけなんです。すね、人間のことですから、ですから、もしもそういうことがないというならば、これはもうA、Bにまかしておいて、それで裁判官が入つて三人で、文殊の知恵ですすね、三人でいろいろ意見をかわして、そして結論を出すというところで、それより、ほかのものがまじつてくるということになる場合もあるけれども、マイナスになる場合もあり得るじゃないかというのが私が述べている意見なんです。だから、そこをどうしたら、マイナスになる面は絶対ありませんと、こつと言へるか。Cが言つてきた意見をA、Bが取り上げないというならば、最初から聞く必要がないのでありまして、そこをどういうふうなやつていくか、非常に疑問が残るわけですね、私は。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 申し上げますが、事件がありまして調停を進めますにつきましては、やはり事件の背景になったり、あるいは基礎になったりするような事実関係は、これは十分調停委員の皆さんがお聞きにならなくちゃいけないわけですね。で、その資料の一つとして遠隔地にあるこういう人の意見をひとつ囑託して聞くにやないかと、こういうことを委員会でおきめになつて、そうしてお聞きになるわけですから、調停委員のほうはもう自分がひとつ聞いてみようじゃないかということをおきめになつてお聞きになるんですから、いま須藤委員がおつしやつたような御心配は実際には起こらないと存じます。

○須藤五郎君 それならばもう聞く必要はないということですね、私は。A、Bが、調停委員が結

論を出されて、影響を受けないならば聞く必要はないと思ふのですね、私は。もしも影響を受けるのなら、これはまた問題が起つてくる。こういう関係になりはしないかと、こういうふうな私には思つて居るのですね。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 須藤委員の御懸念もつともでございすけれども、今度の調停制度の改善の一つの方向といたしましてと申しますか、その前提として、調停に対する批判の一つといたしまして、調停委員会が事実関係の紛争の実態を正確に把握しないままに無理に調停案を調停委員会で押しつけているのではないかと、こういう批判があるわけでございす。そこで、その批判に答えるために、調停委員会としてはやはり紛争の実態をなるべく正確に把握いたしまして、その紛争の実態に合わせまして適正な解決案を導き出して、こつ、その必要があるのではないかと、こつになつたわけでございす。その一つの方法といたしましてこの八条の一項に掲げてあるような事務というものを調停委員にやはり認めたほうが望ましいのではないかと、こつでございまして、ただいま例にあがっております「囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取」の關係でございすけれども、これは、一つには、当事者の一方が遠隔地に住んでおるりまして調停期日に毎回出てこれないという場合に必ずしも両当事者がそろわなくても一方の御意見を伺うだけである程度調停を進め得るという場合に備えて、当事者の便宜のために遠隔地の方にはその地におられる調停委員の方をわずらわして御意見を伺おうという機会をつくるということと、あわせてその事件の關係人で重要な關係人の方々に御意見を伺うということができるようになり、そういう目的でできたものでございすので、あくまでも關係人の意見という形でもとの調停委員会のほうに提出されますので、そういうものをしんしゃくいたしまして事案の内容といたし、その調停委員会としてできるだけ正確に理解し、その上で適正な解決案を導いていきたい、という

○須藤五郎君 最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 須藤委員の御懸念もつともでございすけれども、今度の調停制度の改善の一つの方向といたしましてと申しますか、その前提として、調停に対する批判の一つといたしまして、調停委員会が事実関係の紛争の実態を正確に把握しないままに無理に調停案を調停委員会で押しつけているのではないかと、こつ、その批判に答えるために、調停委員会としてはやはり紛争の実態をなるべく正確に把握いたしまして、その紛争の実態に合わせまして適正な解決案を導き出して、こつ、その必要があるのではないかと、こつになつたわけでございす。その一つの方法といたしましてこの八条の一項に掲げてあるような事務というものを調停委員にやはり認めたほうが望ましいのではないかと、こつでございまして、ただいま例にあがっております「囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取」の關係でございすけれども、これは、一つには、当事者の一方が遠隔地に住んでおるりまして調停期日に毎回出てこれないという場合に必ずしも両当事者がそろわなくても一方の御意見を伺うだけである程度調停を進め得るという場合に備えて、当事者の便宜のために遠隔地の方にはその地におられる調停委員の方をわずらわして御意見を伺おうという機会をつくるということと、あわせてその事件の關係人で重要な關係人の方々に御意見を伺うということができるようになり、そういう目的でできたものでございすので、あくまでも關係人の意見という形でもとの調停委員会のほうに提出されますので、そういうものをしんしゃくいたしまして事案の内容といたし、その調停委員会としてできるだけ正確に理解し、その上で適正な解決案を導いていきたい、という

うことでございますので、これによってこの関係

人の意見によって影響を受けるといえは影響を受けるわけ、それによって事案の内容を把握するわけでございますから影響を受けるということになりませんが、その意見が適切でない、真実でないということになれば、そこには両当事者にもこの関係人の意見というものは示されるわけでございますから、当事者の側から、その意見はおかしいということをおっしゃっていただき、また、別の人の意見を聞いてくれという申し出をしていただければ、また、その別の方の御意見も何うと、こういうことで進めていくことになるわけでございます。そういう意味で、須藤委員の御心配になつてゐる点は、まず、ないのではないかと、うふうに私もは考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 たびたび御説明を受けても、私にはやはりまだ危惧が残るんですね。それならいっそのこと、A、Bの調停委員が、むしろ現地に出張なすつて、そして意見を求めてくるということのほうが私は正しい感じがするんですね。A、Bが遠いところへ行けないから、現地のCをわすらわして意見を求めるといふんでは、これはA、Bと、それから裁判官の三人がやるという、この原則が私はくずれていくような感じがするんですね。そうすると、そこへCというのが入つてきて、結局四人じゃないかという感じもしてくるわけですね。だから、調停委員会の原則がくずれるおそれがあるし、またそれだけ危険も多くなると。やはり裁判というものは、まあこれ裁判じゃないって、いへば裁判じゃないかもわかりませんけれども、やはり厳正で、一分の間違ひもないようにしていくというのが私は裁判の精神であり、調停の精神だと思ふんですね。そういう点からいくと、何だか私は不安が残る。むしろ、それならば、かりに出張旅費がかかっても——そんなことは問題じゃないですよ、調停委員がその現地へ行つて、そうして二人で行つて、また裁判官も参加するなら、三人で行つて、そうして聞いてくると、このほうが私は正確が期せると、こういうふうと思つております、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) ちょっと、須藤委員のおっしゃる調停の精神は、まさにそのとおりであらうと私も存じます。確かに調停委員会、最終官を含めました三人の方が現地へ出かけていって意見を聞くと、その調査を行なうとか、それができれば最も望ましいわけでございます、それをまた、してはならないというわけではございません。それもできることに現在もなつておるわけでございますけれども、現実の問題といたしまして、三人の方々がそろつて出かけていくというこのためには、非常に時間的なロスが多いわけでございまして、たいへん御多忙な調停委員の方々をわざわざ調停をお願いしているわけでもございまして、なかなか、そういう期日を取りにくいのではないかと、実際問題として、半年ごとか一年後にということなら別でございますけれども、切迫した期日の間でもつて、そういう日をどつていただくことは非常に困難なわけではなからうかと、そういうことも考えた上での、この法案の立案の趣旨でございます。○須藤五郎君 私は、調停委員やつていらつしやる方は、決してあなたのおっしゃるやうに、忙しかつて、決して片手間に調停委員をやつてゐるという責任を感じて、そしてやつていらつしやるんで、おれはひまがないからそんなところへ行けないやと、調査なんかに行くひまがあるかというやうなことを思ふんで、やはり、その調停を、正しい調停を引き出すというためには、あらゆる努力をされるのが、これは調停委員だと私は思つてゐます。また、調停委員の方には、そうあつていただきたいと思つてゐるんですね。それを肝心なあなたの方で、忙しかつてそんなことできないというふうな安易に片づけてしまふということとは、私、調停委員に対する侮辱じゃないかと思ふんですね。調停委員は忙しいから、そんなことをお願いできないだらうというの、調停委員の考え方に對する、あなたたちは親心だ

とおつしやるかもしれないけれども、逆にそれは侮辱だと思ひますよ。調停委員は忙しいからどうのこうのといつて、そんな考えは持つていない。私はあくまでも正しい調停という立場に立つたらば、たとえ一日家業を休んでもおれは行くという方だと思ふんですね。そういう点からいつたら、どうも裁判所の考え方、あなたたちの考え方は便宜主義的な感じがしてしようがないんですね、私は。どうですか、その点、おそらく私は将来問題が起つてきやしないかという懸念がまだ晴れません、あなたが説明なすつても。もう一べん答えてください。これ以上、私はもうこの問題については追及しませんか……。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 調停委員のお気持ちには、確かに須藤委員のおっしゃる通りのお気持ちを保持していただいておりますものと思つてございまして、やはりそれぞれ本職をお持ちになつていらつしやる方々が、大部分、調停委員を占めておられるわけでございまして、本職のほうの仕事の関係もございまして、関係で、その三人の方が同じ日にびたつと時間をあけて、そのために何日間かをさいしていただけたらということをお願いすることは、たいへんやはり御無理ではないかろうかというふうな私どもは考えているわけでございまして。

○須藤五郎君 いままでの説明では、私の疑念は晴れませんが、これ以上追及していく時間的な余裕もありませんが、どうも新しい考えに裁判所の方が立たれる可能性もなさそうだから、いま分、どうも我々を守つてらつしやるやうですから、私はこれ以上はもう追及しません、こういうものの考え方賛成できないということだけは、私ははっきり申し上げておきます。そうして将来問題が起つた場合は、皆さん方責任を感じなきゃならぬということだけは、はっきり申し上げておきたいと思ひます。

次に、事実の調査についてお伺いしますが、八条では、自分の担当しない事件について調停委員が事実の調査をすることができるようになってお

りますが、そういうことができるのかどうか。○政府委員(勝見嘉美君) ただいま御指摘の点は、先ほど申し上げましたように、必要な最高裁判所の定める事務として、最高裁判所のほうで定めることになる予定というふうに承知しております。できるかどうかという御趣旨でございますが、先ほど申し上げました八条の趣旨からいいますと、その趣旨の規則を定めることはできるというふうに私もは考えておるわけでございます。○須藤五郎君 そうすると、また話が戻るやうでございますけれども、やはり問題になつてはプライベートに関する問題も出てくるんですね。ある、夫婦別れのような場合には、夫婦の間におけるいろいろな問題ですね、あんまり適当なことばじゃないか、性的な関係の問題から、財産の問題、教育の問題、いろいろな問題が私はあると思ふんですね。その場合、A、Bがやつておつて、Cもそれがある程度委嘱されれば、ある程度突っ込んで調査する権限といふですか、そういうものが与えられるわけですか、どうなりますか。○政府委員(勝見嘉美君) 御指摘のとおり、調停事件、特に家事調停においてはそういう問題が比較的多いかと存じますけれども、やはり人の秘密にわたることが非常に多いと思ひます。普通の調停事件を担当している、現在において担当していただいている調停事件についても全く同様でございます。その点につきまして、こういう職務を拡張したことによって、人の秘密に介入する可能性がまた多くなるのではないかと、そういう御指摘のお尋ねであれば、確かに量的にはそうなるというふうにお答えせざるを得ないと思ひます。しかし、調停委員が調停委員会を構成して仕事をやつていただく、あるいは今度の改正法によつて、調停委員が独自で事務を行なうという場合におきましても、やはりその事件の性質からくる人の秘密の關係は、やはりどうしても避けがたいものだと思います。その場合に、当然のことでございますが、調停委員は、その際、公務に従事しておるわけでございまして、人の秘密、公務によつて知り得

た秘密を漏らしてはならないわけでございますので、もちろん調停委員のお心がけを高めていただくということは当然のことでございますし、制度的にも、現行法にもございまして、人の秘密を漏らすということは、やはり制度として制裁を設けて、人の秘密を漏らさないような保障をしていくというふうにお答えせざるを得ないと存じます。

○須藤五郎君 調停委員が事実の調査に行く場合がありますね。そうすると、その場合調停をつくらなきゃならないという問題が起ってまいりますね。そうすると、当然書記官が立ち会ってつくと、こういうことになると思いますが、そうなりますと、民事調停規則十二条の改正が必要になってくるわけだと思ひます。そこでわが党の議員が衆議院段階で質問しておるわけですが、正森君が質問しておると思いますが、調停委員の質問事項や答えてですね、それと書記官の作成した調停に食い違ひが出てきた場合ですね、非常に私は問題が複雑になって困難な問題が起って来るんじゃないかというように考えるわけですが、それを規則を定める際に十分検討されるような御発言をされておりますが、その辺の矛盾はどういう形で矛盾のないようにされていくおつもりなのか、その点を伺っておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 調停委員による事実の調査も調停手続の一環として考える限りにおきましては、手続の適正保障という観点から書記官が立ち合い、手続について調停を作成するというのが本来の姿であらうかと存じます。しかし、確かに御指摘のとおり調停委員につきましては裁判官と異なりまして、書記官に対する職務上の命令指揮権はございません。その意味で、書記官と調停委員の意見——意見と申しますか、判断の食い違ひが生じる余地は理論的にはあり得るわけでございます。本来、調停を作成する職務及び権限は書記官にあるわけでございますので、形式的に見ますと、書記官が作成した調停がまさにその事件での調停ということになるのではない

かと思ひます。しかし実質的には、その調査をするのは調停委員のほうでございますので、内容的にいいますと、調停委員の聞いたほうが本来正しいのではないかと問題もあるわけでございます。その点の調整を、裁判官の場合でございまして、裁判官が命令することにございまして調停の記載内容を変えさせる、そして書記官がそれに同意をしない場合には書記官の聞いたところを調停に付記する、こういう形で解決をつけているわけでございますが、調停委員につきましてはそういう解決の方法ができないわけでございますので、突き詰めてきりぎりすところを本質的に考えますと、結局その矛盾している部分に関する限りは調停の内容の効力がないというふうに考えざるを得ないだらうと思ひます。したが

が、いまして、どうしてもその部分をはっきりしたいんだということであれば、あらためて裁判官による調査をやり直すというふうなことにせざるを得ないんじゃないかと思ひます。しかし実際問題といたしましては、調停委員の方も書記官の方も良識と学識を持った方々ばかりでございますから、実際上はそう矛盾が生ずる場合というのはいのではないだらうかというふうには考えておるわけでございますけれども、理論的にはおっしゃるとおりの問題があるかと思ひます。

○須藤五郎君 その点、書記官のほうからも意見があると申すんですよ。また調停委員のほうでもあると思ひます。調停委員二人と書記官と三人で行く。そうすると、向こうの言ったことを書記官がメモなり書類にする。そうすると、それがまず権威を持って、調停委員の意見がそれと違ひていて、おれはこう聞いていると言つても、書記官の書いた文書がまず権威を持って、調停委員の意見は全然無視されておる、権威を持たないというところが起る場合が起ってくると思ひます。ね、これは。私はきょう初めて聞いたことですが、これも、裁判官といえども裁判官の意見、あるいは裁判長、私はこう聞きましたと言つて書記官が文書を出せば、裁判官といえども書記官の意見を

尊重しなきゃならぬと、そういうことがある。それほど書記官は権威を持って責任を持っていますということができると思ひます。ところが、調停委員について書記官が行く。非常な時間のロスや仕事が一オーバーになって書記官も困るというふうな問題が起ってくる。書記官の側からいえば、そういうことで、権威があつても仕方がないという問題も起るでしょう。片方の調停委員からいへば、おれたちは調停委員であつても書記官の書いた文書のほうが権威があるのだ、おれたちの聞いたのは権威がないというところにもなりかねない場合ですね、そういうことが起ると思ひます。で、実際やってみれば、だからそこを、その矛盾がないようにどういうふうにこの点を考えておるか、この法律ではそういう矛盾についての何ら意見が出てないわけですね、矛盾が出た場合には調停委員の意見は尊重するとか書記官の意見を尊重するといふような、どちらも書いてないのです。ね、これ。見てみるとね、だからやはりその矛盾をどういうふうに処理していかれる考えかというところですね。非常にあぶない点じゃないかと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) その点につきまして、先ほど申し上げましたように、裁判官の場合におきましても裁判官は書記官の調停が誤っていると、自分はこう聞いたのだという場合には自分の聞いたとおりに調停を書かせるということができると法律上なっております。自分はいまします。しかし書記官がそれをどうしても自分は別に聞いているのだ、違つたふうに聞いているのだという場合には、その旨を書き記すに付記するといふことになつておるわけでございます。要するに裁判官の聞いたといふことと書記官が聞いたといふことが調停上併記されることになるわけでございます。この場合におきましても、どちらのほうが権威を持つかといふことについては、法律は何らの規定を置いておらないわけでございます。実質的には結局その部分に関する限りは調停の記載自体が内容的には効力を持ち得ない

いものになるという可能性が強いのではないかと考えるわけでございます。調停委員の場合につきましてもその点ではやはり同じことなんで、書記官が控えたことと調停委員が控えたことと矛盾があり、ある場合においては内容上やはり調停委員会としてはどちらを信頼していいかといふことはきめ得ないわけでございますので、内容上の証明力はやはり持たないものになる、その点では裁判官の場合と変わらぬものではないかというふうに考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 私参考のために伺つておきたいが、裁判の場合、裁判官の意見と、考えと、それと書記官の文書と食い違つた場合ですね、
〔委員長退席、理事佐々木静子君着席〕
その場合、その書記官の文書がまず公の文書として成立する、しかし裁判はそれによつてしない、裁判官は自分の考えによつて裁判をする、こういうことなんですか、どういうことなんですか。その書記官がつくつた文書によつて裁判をするのですか、裁判官の意見で裁判するのですか、その場合、

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 調停の記載につきましては、先ほど申し上げましたように、裁判官は、書記官がまず調停をつくるわけでございますが、その調停を見て裁判官としてこれは自分は違つて聞いている、こういうふうに聞いているのだという場合には、裁判官の聞いたとおりに訂正させる権限が裁判官にはあるわけでございます。そういたしますと、書記官としては裁判官の聞いたとおりに一応調停は訂正することになるわけでございます。しかし書記官としてはそれは承知できないという場合には、自分は裁判官とは違つてこういうふうに聞いているのだといふことを調停に付記することになつております。そういう付記が出来ますと、実問題といたしまして調停としては確かに裁判官の言ふとおりの調停が一応はできるわけでございますけれども、内容上は実質的には証明力を持ち得ないものになる可能性があるわけでございます。もちろんこれは形式的な

記載事項と違ひまして、実質的な記載事項、たとへば証人の証言のようなものになりますと、その証言を聞いた裁判官自身が自分の記憶によつて心証を形成することはできるわけでございますから、調書の記載どおりと申しますか、裁判官の命じた調書の記載どおりの内容を調書にすることはできるわけでございますけれども、裁判官が交代いたしましたしとしますと、裁判官としてはあつた調書によつてしか証人の証言内容は理解できないわけでございますから、その場合には、調書に書いてある内容と書記官が付記している内容とが違つておきますと、裁判官としてはどちらをとるかということには、また全然別に検討せざるを得ないということになるわけでございます。結局、どちらもとれないということになれば、もう一ぺん証人に聞き直さざるを得ないと、こういうことになるわけでございます。

○須藤五郎君 国会にはこういうふうに速記がついていて、少なくとも複数でついているわけですね。一人というのではないですね。で、私たちの発言を速記者が速記してあります。私たちはこの速記を、権威を認めておりますよ。自分が都合が悪いといつたつて、速記直せなぞということとは私たちは言っていない。速記のとおり。私たちは尊敬して、そうして速記の文書に対して私たちは責任を持つておるわけですね、自分の発言に対しては。それほど私は必要なものだと思うのです。そうすれば、裁判所といえども書記官の文書はまず尊重しなきゃならぬ。裁判官は、いやおれはこう聞いたと言つても、ちゃんと文書に残る以上は、ちゃんとそれを尊重しなきゃならぬというのがたてまえだと思ふのです。それでなかつたら書記官といふものはつもらないことになつてしまふ。書記官の権威といふものが全然認められないで、そういうことだと私は思ふのですよ。ところが、裁判官が、いやおれはそんなことは聞いてない、おまえのつくつたものが間違つてゐるから訂正せいというやうなことを言つと、これまたおかしいことになつていくわけですね。それで、書記官が言

うこと聞かなくや書記官を罷免するとか左遷するとか、そんなことするならば、これはとんでもないことになつちゃうんですね。裁判官の独裁的なことになつてしまふんですね。そういうことをまかなさるまいとは思ひますけれども、だから書記官の身分保障といふものがはつきりしてなきゃならぬと私は思ふのです。自分の書いたものには自分が責任を持つ、そのかわり、裁判官と意見が食い違つても、自分たちのそれに対しては責任を持つて、そして権威が守られていくという、そういう立場が私は書記官にとつては必要だ。書記官はそのことを要求していますよ。希望しているのです。

ところが、今度は、出張して調停委員と行くと、そうすると、調停委員が、おれはこう聞いたけれども、書記官はそう書いてゐる、いやおれはそう聞いてないと言つて問題が起つた場合に、それをどう矛盾を処理していくかということなんです。よ。そこにも非常な問題がある。その場合にどうするか。調停委員と書記官との意見に違ひが起つた場合、それはどういふふうな処理していくんだというのをはつきり伺つておきたいと思ふのです。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 私ども、調停委員と書記官との場合におきましても、これは手続関係の問題として処理される場合におきましては、まず書記官が書記官の聞いたところでもつて調書を作成する、そして調停委員として、それが自分と違つたやうに聞いているという場合には、調停委員は調停委員として、自分はいくらふに聞いたという書面の報告書を別につくる、それを合せて調停委員会の方へ提出する、こういうことになるのではないと思ひます。

○須藤五郎君 どうもすつきりしないですね。そこが私たちがこれならだいたいよくぶだといふ、そういう感じがしないのです。まあそれ以上のことを皆さんに要求しても無理かも知れませんけれども、しかし、そういう点はやはり起り得る問題だということは常に念頭に置いておいて、そ

の場合どういふふうな処理していくんだということとは、今後の課題としてよくは裁判所関係でも、法務省でも大いに検討してもらいたい、と、こういうふうに思ひますよ。

それから大臣もう一つ、待つて下さい、大臣に対する質問、最初に戻りますから。
次に、八条二項で、調停委員は当初から非常勤職員として最高裁の任命を受けることになつてゐるわけでございますが、この点は前項の他事関与とともに私どもの最も反対してゐるところでございます。この八条に對しましては、御承知のやうに日弁連をはじめ、裁判所の職員の方々も早くから反対の決議をされ、また削除の要望も強い。わが党の衆議院における正森議員の修正案にも削除するやうになつておりましたが、残念ながら否決されてしまひました。

(理事佐々木静子君退席、委員長着席)
私はこれまでの審議経過から見ましても、八条二項の公務員化は、日増額と引きかへに、手当制の導入を理由に、そのために、現行法でもできる手当をそうしないで、公務員化したところにむしる目的があつたのではないか。先ほど来の御説明を聞いておりますと、そう思ふわけでございますが、どうでございますでしょうか。

○政府委員(勝見嘉美君) 従来の御説明とまた重複するわけでございますが、あらためて申し上げますと、このたびの、ただいま御指摘の任命制の公務員にすること、待遇改善、改正法における手当支給とは、当然手当を支給するために任命制の非常勤公務員にした趣旨ではございません。現在の制度は、すでに御承知のとおり、いわば一部の篤志家の善意の奉仕者に依存する制度でございますが、この制度では不十分ではないか。特に資質のすぐれた民間の有識者を多数調停委員に迎えて、その知識経験を有効に活用できるように新しい職務内容——この点につきましても、先ほど御批判をいただいた点でございますけれども、いざにいたしましても、複雑多様化している調停事件の事案を十分把握した上で、積極的な説得を行

なうという意味で、充実した職務活動ができる体制を整えたいというのがこのたびの法改正のねらいでございます。そのためには、これもどなたからも異議がございませぬけれども、いわばその地位と職務内容にふさわしい待遇を与えるとともに、当初からの任命制の非常勤公務員にする身分関係を明確にする必要があると考えておるわけでございます。従来の候補者制度でございますと、現実そうでございますやうに、必ずしも全員に職務の担当を求めるといふ体制にはございせん。当然には候補者制度の弊害ではございせんけれども、従来の制度でいけば調停委員の固定化、職業化といふこと、かつ高齢化を来してゐるやうなやうなことで、調停事件の処理に実際あるべき調停からいふ離れつつあるのではないかと、いふやうな批判もございしますので、今回の改正におきましては、先ほども申し上げましたやうに、高い資質、能力のある適格者を選びまして、全員に職務担当を求めるといふことになつたので、積極的に調停委員の方々に依頼してなつていただくという制度に改めた次第でございます。それに伴ひまして、その地位と職務内容がいれば制度的に高められることに伴ひまして、従来手当を支給できなかった点につきましても、今度は手当を支給できるといふやうに考えて、この改正法案になつた次第でございます。

なお、先ほど御質問の中に、現行法制度のままでも手当を支給できるという御見解も衆議院の段階でもお伺いいたしました。私どももいたしましては、これもすでに御説明申し上げましたけれども、手当といふものは公務員に対する給与の一種でございます。申し上げるまでもなく公務員に対する給与の支給は法律に基づかなければなりません。現行給与法の二十二条の一項に「委員」といふ文言がございしますが、この「委員」には、現行法下の調停委員が当たるとするに問題があるのではないかと、この際資格を高めて任命制にいたしまして、身分をはつきりして、二十二条一項の手当は支給し得るという形に

相なつたわけでございます。

○須藤五郎君 何で公務員にしないかならぬかというところについて、この前の参考人を呼んだときにも意見を求めたんですが、どうもはつきりしないんですね。それで、弁護士藤井さんでしたか、副会長の。その方は、何もそんなことする必要はないんだという御意見もありましたし、それから、この日当と手当の問題ですね、これは何も公務員にしないでちゃんときるんだという意見も具体的に思ふところなんです。私もそれはできることだと思つております。それをなぜこういうふうに公務員にしないかならぬか、裁判所のひもつきの調停委員をなぜつくらぬかならぬかと、こういう感じがするわけですね。そうして、私は、こういうことにしたら官僚化するおそれがあるんじゃないかというところに対して、官僚化とはどういふことだという御意見を述べられた参考人もございました。しかし、私は、これはすべての調停委員の問題じゃないんです。調停委員の中にはそういう考え方を持っていない方もあるというところを私は伺つております。公務員になったほうが、自分が何かえらくなったんだと、おれは公務員だという気持ちになつて、これまでよりもえらくなつたんだというふうな優越感を持たれる人もあると、現にそう言っている方もあるというところを私はほかに伝へ聞いておるわけですね。それからもう一つは、これは非常に子供っぽいことだと思ふんですが、公務員になったほうが、勲章もらうときに階級の上の勲章がもらえるんだという、こういうことを言っている方もあると、こういうことなんですね。もしもそれがほんとうならば、その考えそれ自体にやはり官僚主義的な考えが私にはじみ出ているように思ふんです。だから、何も裁判所のひもつきの公務員にしないで、現行でちゃんとやっているものをなぜ公務員にしないかならぬかという点は、裁判所の御都合じゃないかと思ふんです。裁判所の御都合、すなわちひもつきということだと思ふんですね。裁判所がこれやれといへば、はいといった

やらぬかならぬ、いわゆる自分の事件以外でもいろいろ調査に行つたりなんかしないかならぬというふうな、裁判所のひもつきで、裁判所に踊らされる公務員、それが調停委員になつては私はいけないと思ふんですね。調停委員というものは、裁判と権威と何ら関係がなく、ほんとうに国民を中心にものを考えて、そして何とかこの世の中が円満にいくように、けんかしている夫婦ならば、ちゃんとうまくおさまつて、できればちゃんと夫婦生活がいけるように、できぬ場合は、両方が納得のできるような解決をお互いの両方の意見を聞いて尊重してやつていくと、すべてそういうふうな円満に問題を解決していくというこの精神が私は調停委員の基本的な考え方だと思つておるんですね。それを何も公務員にしないでもいいじゃないかと、裁判所のひもつきの公務員にする必要がないというのが私たちの意見ですよ。なぜ公務員にしないかならぬかというその説明がどうも納得いかないんです。納得のいくような説明が皆さんからなされてないというのが事実だと思ふんですね。だから、私はその説明を納得のいくようにしてもらいたいと思ふんですが、どうですか。大臣がお答えくださるなら、大臣お答えくださつてけつこうです。お待ちしておりましたから。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は調停委員というのは現在でも非常勤公務員でございます。ただ候補者制度をとつておりますので、候補者の間は別でございますが、事件を担当いたしますと担当している期間非常勤公務員になる、こういうたてまえでございます。それからもう一つは、一般各府機関がつくります審議会の委員というの、これは非常勤公務員でございます。こういう非常勤公務員は別段行動、言論に一切制約を受けます。ですから、何かこう非常勤公務員というところ窮屈になるような感じが一般的に起こりますと思ふんですけれども、ほかのことを考えますと、審議会の委員になつても非常勤の公務員であり、別段何にも制約を受けておりません。これと同じ形でございますから、やはり手当を支給する関係等から見、また職務の実態から見て、職務が紛争をさばく役目でございますから、やっぱり公共の機関でございますから、そういう意味において非常勤公務員にするというのは、考え方によつちやむしろ当然であるように思ふんです。ですから、非常勤公務員というのに対しての觀念が、一般のこの審議会委員と同じようなことに考えていただければ御納得がいただけるんじゃないか、かように考えております。

○須藤五郎君 私はね、調停委員というものは、国民の代表であつて、裁判所が任命すべき性質のものじゃないというのが私たちの基本的な考え方なんです。そうあつてもいいと思います。その精神はあくまでも尊重していただきたいと思います。その中で、労働の關係が紛争が起こる。その場合、私がその労働の争ひの調停に立つとしますか。そうすると、いまは問題ないけれども、私が労働者側に立つた——大体正義は労働者の側にあると、働く者の側にあるというこの原則から判断して、やはり労働者を擁護しておる資本家には不利な意見を述べることができない。これが私たちは正論だと思つております。そうすると、もうあの須藤調停委員はどうも労働者側につき過ぎると、労働者側の利益ばかり考えていると、だからもうあいつ委員はやめてもらおうじゃないかと、裁判所は、これ「任免」ですから、できますよ、それがね。それで私はほんとうの国民の調停委員にはならなないと思ふんですね。だから、私は、こういうことをやれば、いわゆる裁判所ひもつき、いわゆる官僚化していくおそれがある、こういうふうな思つておる。その懸念というものがどうして私に私にできないですよ、皆さんの答弁では。だから、私たちはこれを反対している。私たちのみじゃないです。弁護士会も反対しているんですね。反対論が多いんですよ。何で反対論の多いこれをおなたたちは押し切らぬかならぬかと、こう私は言いたいんです。どうですか。弁護士会です。弁護士会の先生たちの御意見をひとつもう一ぺん伺つて考え直したらどうですか、この点。どうですか、非常に反対が多いですよ、先ほど佐々木さんもおっしゃつたが。

○国務大臣(中村梅吉君) この点につきまして、この審議会をつくらすときに、やはり日弁連のほうへ代表の委員、幹事の御推薦をお願いして、この方々も入つて参画して審議をされたわけですが、ほかに問題点がありまして、その問題点は削つたようでございますが、これらの点は問題なく通つてきたようでございます。そこで、問題は、この調停委員というものは、民間人である。確かにそのとおりで、民間人であることがどういふわけでございまして、民間人というよりも、調停委員となつて紛争をさばくことになれば、少なくともその期間中は非常勤公務員にならざるを得ない。

す。立法以外にどうしようもなかったんでござい
ましようか。私はまだ方法があったように思うん
です。規則によって改善できる例もあると思うん
ですが、それをなぜ一年半もほっといて立法化せ
ざるを得なかったのか、その点をお答えを願ひ
たいと思います。

○政府委員（勝見嘉美君） ただいまのお尋ねの中
で裁判所のほうからお答えいただいたほうがいい
部分につきましては裁判所のほうからお答えいた
だきたいと存じますが、私どもといしましては、
申し上げましたように最高裁の、裁判所からの立

法依頼によつて立法いたしました次第でございます。確かに御指摘のとおり臨調審の答申は非常に多岐にわたっております。一応分けて考えますと、運用によつてこれを改善すべき点と、規則も含めまして法令の改正によつて改善すべき点というふうに分けられると思います。運用の改善につきましては、先ほども申し上げましたように裁判所のほうからお答えいただきたいと存じますが、法律の面だけについて申しますと、御承知のとおり裁

が責任を持って御提案を申し上げている次第でございますが、先ほどから問題になりました身分、待遇の改善という問題がございます。待遇の改善は予算を伴いますので、まず予算の折衝を裁判所のほうで行なわれたわけでございまして、いわゆる予算の妥結を見た年末から本格的な立法作業に相なったわけでございまして、その間一年半もという御指摘でございますけれども、私どもの法律の立案に関する限りはそのような経過でございます。

す。

○最高裁判所長官代理者（西村宏一君） 答申の中におきまして純然たる運用の改善等を目的としている事項につきましては、私どもも答申を受けまして以来、調停を担当する裁判官の方々にも十分答申の趣旨を御説明申し上げまして、裁判官、書記官の方々の運用改善についての検討をお願いし、また私どももその検討を進めておる段階でございます。しかし、規則を改める事項、規則の改

正を必要とする事項もございすけれども、何といつても一番重要なことは法律を改正していただかなければならない事項があるわけでございまして、法律の改正ができました段階で法律の意味に基づく規則と固有の規則でまかなえる事項とあわせて規則の案を立案してまいりたいと、そう考えておるわけでございす。

○須藤五郎君 先ほどのお答えで日当の増額の問題ですね。これはこういう法改正をしなきゃどうしてもできないのだと、こういう御意見ですが、現行の法のままで手当を支給することはできるのじゃないですか。絶対にそういうことはしていません。この裁判所でも、この家裁におきましてもそういうことはしてないというのですか。これは法を改正して公務員にしなきゃどうしてもそういうことはできないという、こういうお答えですか。しているところがある、できているんだと、できるんだということを私は聞いておりますが、どうですか。

○政府委員(勝見嘉美君) 支給の実態につきましてもは裁判所のほうからお答えいただきたいと思いますが、手当として支給している実態は私はないというふうに考えております。

それから法律論といたしまして現行法のまま手当を支給できるかと、こういうお尋ねでございすが、先ほど大臣からも申し上げましたように、国家の紛争処理機関である調停委員会が裁判所の中にあるわけでございすが、国の事務として調停をやっていたわけで、調停行為自体はもう公務でございす。その公務に対する給付といたしまして給与を支給できないというわけのものではないと思ひます。ただし、先ほど申し上げましたように、公務員に給与を支給するためには法律上の根拠が必要かと存じます。現行法は大正十一年以来の調停制度発足以来五十年余になりますけれども、その間発足以来この制度は無償奉仕という趣旨から、精神から発足いたしましたして、現行法を見ていただきましても手当を支給するといふ条文はないわけでございまして、現行制度はもう

そういう給与を支給しないという前提で制度が組まれ、またそのように運用されてきているというふうに私は考えるわけでございす。で、法律論として、現行制度のままでそれでは何も変えないで手当だけを支給できるかというところになりますと、これも先ほど申し上げましたように、給与としての形で支給するためには給与法の二十二条一項の委員でなければならぬというふうに考えますが、現行法のままで二十二条一項の委員というふうなことは問題があるのではないかと、いうことで、やはり私もいたしましては法律改正をして二十二条一項の委員としての手当を受け得るという形にしたいわけでございす。

○須藤五郎君 裁判所のほうは。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 現在、日当は一日につき千三百円以内で支払うということになっておるわけでございす。これは大体調停事件の一件当たりの期日、一回期日の時間が大体二時間ないし三時間という実績を考えまして、大体午前中一件、あるいは午後一件というのが実務の運用上の実態のようでございす。そういうことで、大体一日当たり千三百円以内というところで日当を支払っておるわけでございす。

○須藤五郎君 弁護士の方々はできるなどという御意見を持っていらっしゃることを私は聞いておりますけれども、この問題はどの程度にいたしておきましょ。

衆議院での質問や、参議院の参考人の方にも私からお伺いしたことでございすが、この法案の立法過程で日弁連との連絡を十分にとられておらないというのを伺いましたが、一体これはどういうことなのか、その経過はどうなっておるか。○政府委員(勝見嘉美君) 一応客観的な事実だけを申し上げますと、先ほどから申し上げておりますように、私どもの立場から申し上げますと、今回の立法は最高裁からの立法依頼に基づいて立法作業に着手したわけでございす。弁護士会との関係でございすが、弁護士会に對しましては大体改正法案の骨子がまとまった一月十九日の段階

におきまして、法律案要綱に基づきまして日弁連の方々に御説明を申し上げたことでございす。ただいまのお尋ねの申身は、弁護士会一般とのいは協議といひますか、連絡の点だというふうに拝察いたしますので、つけ加えさせていただきますが、先ほど大臣からも申し上げたと思ひますが、臨調審には日本弁護士連合会からの御推薦の委員の方三名と幹事の方二名が入っておられまして、その中で積極的に発言しておられます。また、日弁連におかれましては臨調審の審議の過程におきまして二回、意見書を公表されております。それから答申が出ましたあとでもまた意見書が公表されております。私どもこの法案を作成するにつきましては、これらの意見書を十分拝見した上で検討させていただきます。この法案の改正の作業を行なった次第でございす。

○須藤五郎君 いま、時間がないから早くやつてくれという紙が回ってまいりましたが、私の質問は十一時五十七分から十二時五十七分と、こういうふうになっております。紙に書いてあります。こういう紙をいただいておりますので、私はゆっくりに大臣がお見えになるまではということをやっております。その点は御了承願いたいと思ひます。

この問題では臨時調停制度審議会に弁護士の方が入っておられるといひても、二十数名の中でわずか二、三名の方がおられるだけでございす。これで見解が反映しているからと考えておられるんでございす。あまりにもこじつけの感がないでもないでございすが、形式だけ踏んでいらっしゃるようには私には受け取れるんですが、これでは、さきに第六十五回国会で、在野法曹と密接な連絡をとると、こういうふうな言っているという趣旨が全くといっていいほど生かされてない、こう言えると思ひます。その上予算関係法案ということで、作業を急ぐあまり、日弁連との協議が一回しか持たれなかったという話ですと、密接な連絡とか、意見の調整をはかるなどということは、絵にかいたもちではな

いかという感じがいたします。ここに昭和四十六年三月二十六日の六十五国会で附帯決議が出されております。民事訴訟法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議、その第二項に、政府及び裁判所は、司法制度の改正にあたり、在野法曹と密接な連絡をとり、意見の調整を図るよう努めるべきである。

右決議する。

と、この決議に對しましては、政府当局も、裁判所のほうも、この趣旨を尊重するということをおっしゃっているはずなんです。この附帯決議でこの附帯決議の精神と皆さんがやられたことは、どうも一致しないと思ひます。これです。大臣どうでございす。これです。この附帯決議の精神が十分生かされていると、そういうふうに大臣は御理解になるんでしょうか。

○國務大臣(中村梅吉君) 私の見方から言いますと、臨調審をつくるに、委員の数は二十数名ですが、日弁連のほうへ代表の委員を出していただくように最高裁がお願いしたように、その結果、三名の委員と二名の幹事さん御推薦いただいた、この人たちの御参加をいただいて審議を二年近くやったわけでございす。そこで全体から見れば、その三名の委員と二名の幹事というものは相当の数で、この人たちが、委員になりまして活発な意見の交換をされて、最終的には意見の一致したものを今回の改正に取り上げて、意見の一致しないものは落としていくという方針で大体立案をしたようでございす。したがって、日弁連との関係は、臨調審組織のときに委員を出していただいたことによつて一応解決しておるのではないかと。弁護士会といひるのは、大体大ぜいの集まりです。から、なかなか全体の意見一致ということにはむずかしい性質のものであります。立案段階でさらに法務省と最高裁と両方から出て、日弁連の担当委員の方々と懇談したといひますか、法案要綱を説明して、いろいろ御質問をいただいて、そこで意見の交換をした事実があるようでございす。

ら、これ以上なかなか手の尽くしようがないんでないか。あとあれば、日弁連、最高裁、法務省で、できれば常設の連絡機関というものを一つつてやればよろしいんでございますが、これがなかなか意見の一致を見ませんで、それぞれつとめておりますし、法務省としては官房長が中心になって、何とか早くそういう実現をしたいということであせっておるんでありますが、なかなか意見の一致を見ないで、まだそれができておりません。

この常設の懇談会、意見交換の機関ができておれば、私はこんな問題起こらなかったと思うんですが、これはまあ一つの難点でございます。これはしかし、国会の附帯決議の御趣旨もございまして、また考え方からいいますと、最高裁、弁護士会、法務省というものは全く一体になって常に意見交換をすべき性質のものでございまして、私もぜひその実現につとめてまいりたいと、かように思っております。

○須藤五郎君 私は弁護士会にも所属しておりませんし、弁護士会の内容については私は何も存じないわけでございますが、それにしまして、日弁連との協議がたった一回しかなされたなかったというのを伺っております。こういうむづかしい問題になれば、一回ぐらいでやめないで、もっと数回重ねて意見の交換をし、意見一致を見ようというのが私はやり方としては正しいやり方じゃないかと思うんです。そうすると、どういふ方がこのとき代表として出られたか、その代表として出られた方は、日弁連として皆さんが納得のいく代表であったかということにも問題があるわけですが、そういうことは私は触れません。私はわかりませんから、そういう問題には触れません。が、しかし、どうも私手続としても少し手抜きがあったような感じがするわけですね。もしもこの決議の精神を政府、裁判所がほんとうに尊重なさる精神の上に立っているならば、「在野法曹と密接な連絡をとり、意見の調整を図るよう努める」と、こういうふうになっておるんでございますから、そこまでなされば、私はこういう問題が起こ

らなかった、もっと弁護士会の意見もこの中へ含まれて、みんなが賛成のできるような改正ができたらいいなという気持ちがあるわけですね。ところが、その手が尽くしてないために、いま非常な反対意見が強いということですね。これは何とんでも私は残念なことだと思うんですが、やはり政府当局、裁判所関係にもやはりその責任はあると、こういうふうに思いますが、中村大臣どうですか、その点は。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はこの臨調審の答申が出ましてから、心組としては臨調審答申の精神を生かして改正をしたいということでは、おそらく最高裁はあったと思うんですが、問題は昨年の年末予算編成がありまして、予算編成で、いままで千三百円の実費弁償しかしてなかったのを、今回は六千五百円にしようという案になったわけですが、この予算が固まらないことには最高裁も本腰で足を踏み出せなかったわけですね。それで法務省も法案立案の委託を受けて作業に着手したわけですが、二月八日というのが国会における予算関連法案提出期限ということを含められまして、これまではどうしても予算関連法案で出さなくちゃならぬ。ですから正味は全くその期間がなかったわけですね。できればお説のとおり、日弁連のほうとも、もっと回数を重ねて討議を尽くせば、かりに意見の一致を見る見ないは別として、討議を尽くせばよかったと思うんでありますが、そういういとまがなかったというものが、十二月の末から二月の八日までの間しかないものですか、こういう結果になったと思うんです。今後はひとつわれわれこういうような立案を、法律改正をする際に、なお十分考慮してまいりたい、かように思っております。

○須藤五郎君 もうあと私の質問は三点で終わりますから、お許しを願いたいと思いますが、日弁連の要望書を伺っておりますと、臨調審の答申の名簿にあらわれない最高裁判所の定める事務という部分まで法律に出てきております。しかも、これが改正の中で日弁連がまっとうから反対して

いるものの一つであり、改正の本質問題にもかかわるようなものだから、法は先ほどの附帯決議をどれほど尊重されておるのか、疑問を消すことができないわけでございます。この点で大臣は、国会の附帯決議というものを、こういうことで守られていられると考へられておるのか。また大臣も弁護士としてちゃんと立場を持っていられしやる方で、長い経験を持っていられしやる方でございまして、日弁連にももちろん籍を置いていられしやるわけで、その立場からもひとつお願いをいたしたいと思っております。

○國務大臣(中村梅吉君) この条文にその他最高裁の定める事務というのがありますが、これはおそらく最高裁の立場としては、条文に列記して書いたけれども、それ以外にも事務が出てくるのではないかとという想定から、こういうようなものが入ったと思うんです。私も国会議員としての立場から言いますと、従来から法案制定のときにこまかい点は書き切れないので、政令にゆだねるというふうなことをよく本法に書きませんが、そういうときには一体政令の内容はどういうのだと、政令はいまどういふことを考へておるんだと、その考への内容を聞かなければならぬと決まっています。というようによく言ったものでございまして、それと同じように、私はその他の事務ということでは、いま裁判所が何を考へておるかということをして、これは御質問いただいて、裁判所からこの機会によくお答えをされて御安心のいくようにしていただいたらどうかと、こういうふうに考へます。

○須藤五郎君 衆議院の段階で、この附帯決議に対する意見について大臣は答弁を求められたときに、こういうふうにご答えておられます。「まだ協議会というふうな形はとれていないようでございます。ですから、私もといたしましては、何か適当なきっかけがありまして、そういうふうなものをつくって、年に何回か集まって三者で懇談をするような機会を得たいものだ、かように思っておりますが、まだそこまで達していないというの

が現状でございます。」と、こういうふうにご答えていらっしやいます。これは、この気持ちはずっと今後も貫いていくお考えでありますか。

○國務大臣(中村梅吉君) この点は私もそう思っておりますし、したがって、私のほうでは官房長がこの仕事を担当しまして、最高裁、日弁連との連絡もしております。最高裁のほうも早くやりたいというお気持ちのようでもございますが、何でもか、何かの委員会か何か……、寄り寄り連絡はしておるわけですが、何か意見の一致を見ない点がありまして、それをしほるのに日数がかかっておるといふのが現状でございます。従来からの衆議院でお答えした考え方は全く変わっておりません。

○須藤五郎君 できるだけ早くこういう意見の不一致とか、そういうことをなくすためにも大いに三者で話し合つて、そして皆が賛成のできるような結論を出していくようにひとつ努力をされたいと思っております。

それから最後の質問に移りますが、次に現行民事調停法第七条のいわゆる合意調停委員、臨時調停委員につきまして、さきの参考人の方にも聞き申したわけでございますが、今回の法律案ではこれが削除されております。私はこの制度が活用のしかたによつては調停を非常に国民の身近なものにして得る民主的な本来の調停のあるべき姿を制度として保障しているとも言えるものだと、こういうふうにご考へておるわけでございます。あなた方は専門家で足りるとか、当事者と結びつきでなれ合いになるというところをおっしゃっておるようでございますが、わが党の正森議員が家事調停の例をあげまして質問をしておりますように、これは法律家や専門家はほんとうに書けないような、りっぱな情のこもった調停をされておるのを見ますと、専門家や法律家でなければできないものは当然あるわけでございますから、それを否定するというのはなく、身近な人に調停をお願いすることによって一そう事件の実情をつぶさに理解していただける、しかも当事者の職場調停に

に対する履行がそのままで責任というか、めんどろを見ていただけることのできる事件が非常に多いように私は思いますが、そこに法律的には裁判官の方がおられるわけですから、訴訟にまで至らないような事件の調停という妙味が出てくると思えますが、なぜこの七条を削られたんでございましょうか。その点を伺っておきたいと思います。

○政府委員(勝見嘉美君) まず合意調停委員でございすが、これは先ほど御指摘のとおり、当事者双方で合意で定めたものであれば、当事者との関係で、いわば説得力に欠けることはなからうということと設けられたものと思ひます。で、これからの調停のあり方として、いま御指摘の、両当事者がほんとうに、まあ個人的に親しい方を合意で調停委員に選んで、その方に調停をやっていたとくという事でなくて、やはり客観的に事案の的確な把握をした上で、その上に立って客観的に妥当な解決をはかるというのが調停の本来のあり方ではなからうかというふうに考えまして、いわば、なれ合いということとは申し上げてないつもりでございすが、当事者との個人的な関係を重視している合意調停委員という制度は、やはり今回の法律改正においてなじまない、これを廃止すべきではないかということで廃止した次第でございします。

なお、現実の運用を拝見いたしますと、お聞きいたしますと、この合意調停委員の制度があまり活用されていなかったという実情にもあるようでございます。

○須藤五郎君 私はね、調停委員というものの性格から言つて、この合意調停です、こういうことがむしろ裁判所としても奨励すべき方向にあるべきものじゃないかと、私はそういうふうに思ひます。あまり情に流れるかも知れませんが、私も、私はそういうふうにお考えですね。まあこの間も笑話の一つとして、落語に出てくる長屋の家主さんが、長屋のけんかの調停に入つてうまくおさめていくという、そういうことも私は尊重していかなきやならぬことじゃないかという

ふうに実は考えておる一員なんです。それに、かわらず合意調停委員や臨時調停委員というものをこの法律から全部削除してしまつたということ、は、私たちの考えと何か逆行していくというのか、私たちの考え方が全然否認されておるといふような感じを受けるんですが、特にこれを削除しなきやならぬという強い意見ですね、それは一体いままあなたがおっしゃつたようなことじゃないに、何かもつとはっきりした意見があつたのですか。これはこんなことしちゃ公平を欠くとか、なれ合いだといふような、そういう御意見でこれを削除されたんですか。削除のほんとうの原因は何ですか、理由は。

○政府委員(勝見嘉美君) 極端に言ひますれば、あるいはなれ合いになるということもまあなきにしもあらずだと思ひますけれども、しかし、たゞいま御指摘のようなこの現行制度の評価につきましては、やはり賛否両論があり得るかと思ひます。ただ私どもの考えでは、国家の紛争処理制度として裁判所に設けられる調停委員会の調停委員の構成を、選任を考えた場合に、やはり先ほど申し上げましたように客観性というものがどうしても要望されるのではないかと、この制度を廃止した次第でございします。

なお、改正法下におきます調停委員の資格要件につきまして、何度か申し上げましたように、資格要件を高める、あるいはその身分、職務権限が違ふという改正法案の考え方からいいますと、この合意調停委員といは普通調停委員との間で全く異種の、異なつた二種類の調停委員が置かれることになつて、いわば立法論としても妥当を欠くといふような考え方もあつたことは事実でございします。

なお、私先ほど申し落としましたけれども、七条三項にありますが臨時調停委員のことについて答弁が漏れておりましたので、つけ加へさせていただきますと、この臨時調停委員につきましては、おそろく趣旨をいたしましては、その事件事件によつてどうしても専門的な知識経験を有する者を

臨時に活用する制度として設けられたものといふふうに考えられるわけでありすが、このたびの改正によりまして調停委員には一般の専門的知識経験を有する方に来ていただくという考え方を持つておりますので、これらの調停委員を活用することによつて、この臨時調停委員はなくてもよろしいのではないかと、このことで廃止したわけでございます。

なお、臨時調停委員につきましては、先ほど合意調停委員について申し上げましたように、その資格要件におきまして、改正法下における調停委員とやはり異なつた種類の調停委員を設けることになりまして、これもいささか妥当を欠くのではないかと、それから臨時調停委員につきましても運用の実際をお聞きいたしますと、ほとんど活用されていないといふような現状にあるようでございます。

○須藤五郎君 あなた、なれ合いといふようなことばをいま吐かれましたが、実際二人が、調停委員がまん中に入つてお互いAとBが話し合つてものがまともなれば、ある見方によればそれはなれ合いかもわかりません、両方がそこで話つてしまふといふことになれば、それはなれ合いかもわかりませんけれども、それはやっぱりなれ合いかもわかりませんけれども、それはやっぱりなれ合いかもわかりません、一つの。だから、そういうことを別にそんな本人同士が話し合つて問題を解決することとを何も心配する必要もない、それはいかぬと言ふ必要もないと私は思ひます。だからやはり調停の真の目的といふものは、二人が納得して、いわゆるある面から見ればなれ合いと見えるかも知れませんが、お互いにそれで満足してその話に応じることが一番望ましいことのように思ひます。だから、なれ合ひだといつて心配して、それを、そういうやり方をやめちまうと、排除してしまふといふことは私どうかと思ひますよ、その点は。だから大いにそういうことでの調停といふものは処理していくというのが私はむしろ望ましい形じゃないかといふふうにも考えておる一員でございします。

それから最後に、私は調停制度の今後のあり方といふことでひとつ大臣にお伺ひしたいんですが、臨時調停制度審議会の答申は、調停制度がその紛争解決機能としての実をあげる上で裁判官の適正数を確保し、調査官、書記官の充実や活用とともに、調停委員の資質、能力の向上をはかるなどによつて調停委員会の活動を、一そう充実強化することが不可欠の問題である、こういうふうにしておられます。それは、そもそも調停といふものが、簡易、迅速、低廉さそのものを要求するものから高度な法律判断を要求されるものまで非常に広範囲にわたつており、一つ例を申し上げますと、最高裁の昭和四十九年六月三十日大法廷決定が分担に関する審判の合憲性の問題でございすが、調停不成立で裁判官が審判をしたものと思ひますが、結局特別抗告になつた事件で、最高裁は全員一致で憲法違反でないとしました。しかしその理由は八対七に分かれており、あるいはいまの最高裁の判決ならば、自民党内閣の人事で大いに変わつていまして、逆の数字になつていゝるかも知れない性質を持つております。このように、調停事件は、法律判断としても、事実の認定の上でも高度なものもあり、さらに私が先ほど述べましたように、いわゆる八つあんな熊さんのような国民の生活の中で社会的にはいろいろな経験や知識の中から出てくる情というか働くものの悩みを解決する生活の知恵といったものを要求され、そこに調停の調停たる本質があると思ひます。ここに調停の調停たる本質があると思ひます。と、裁判官が調停に立ち会つていない、真に調停主任の役目を果たし、調停委員の助けを得て紛争を解決する働きをなし得ないものになつていゝる実情が明らかになつております。中には書記官の書いたメモに目を通すだけといった事務的な関与しかしてないといふことさえいわれております。本来、合意を旨とする調停に対して、委員が当事者に強引に案を承認させる、いわゆる押しつけ

調停も少なくないことは公然といわれておるありさまでございます。このような問題のある現在の調停制度を眞に国民のために充実させることが求められているにもかかわらず、今回の法律案は、裁判官、職員等の充実などはほとんど措置がとられておりません。調停委員とはいえば、国民参加ということに意義があつたものをわざわざ後退させて、当初から事件を離れても公務員化しておく、しかも、いまだでなかつた最高裁の定める事務を行なわせ、いろいろ出張までして調査をさせる。これは、実質的に裁判官の不在を認めて調停委員だけに調停の大部分をまかせ、しかも最高裁によって任命された官僚としての委員がこれに当たるといふことになります。法務省や、最高裁がこれを質の高い委員に高めることだといふのなら、一体調停制度の充実強化とは何であるか、きわめて行政サイドで結論を押しつけようとするためのものでしかないでございましょう。当事者が誠意を持って話し合う性質のものでもなく、また裁判でもないとは言えませんか。私は憲法と裁判所法などという国民に保障された裁判とそのための裁判制度を保障し、ほんとうに調停制度の充実強化を願う立場であれば、どうしてもこの裁判官不在の調停制度の改善を第一に取り上げてそのための努力を大いにしてもらわなければならないと考えております。そうした保障のないままに調停制度の眞随ともいふべき国民の司法参加を後退させるような公務員化をもつてこと足れりとするような本法案に對しまして、日弁連は五月二日に決議をされてその成り行きを危惧されておるわけでございまして、この点最後に大臣の御所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 調停はできるだけ調停の精神が生かされるということがとうといひこととでございますが、この間も最高裁のほうからもほかの方の御質問でお答えがあつたと思ひますが、最高裁としてもできるだけ裁判官が少なくとも事件の争点はどこにあるかという把握をするまでは調停の機会に出席するように指導をしていくといふお話がありました。まことにござつともだと思ひます。まず、争ひというものは、争ひの中心がどこにあるかということをやはり能力のある人が判定をして、その中心をむかんで初めて糸をほごす動機になるわけでございまして、そうした上で調停委員の方々が常識的な社会一般の考え方であるのもつたものをほごしていくということにすることによって調停の精神が生かされると思ひます。どうかそういうような運用をされまして、できるだけこの調停制度というものがさらに社会的にも活用されるようになることを念願しておる次第でございまして。

○須藤五郎君 最後に、この私のところへ日弁連から全体理事会としてこの法改正に対する決議を送られてきております。御参考までに読みますが、「調停制度の眞髓は、国民の司法参加にあり、調停をする調停委員が国民の各層から選ばれ、調停を受ける人と同質の国民である点にある。しかるに、今参議院で審議されている本法案によると、調停委員に選任されると公務員とされ、かつ、その職務も事件担当のみならず、無定量に拡大されている。かくては、公務員による職業的調停化をまねき、調停の生命を失うことになりかねない。万一これが成立するような場合は、調停に対する国民の信頼を失ひ、調停事件の減少、調停委員の辞任、その推せん拒否等の事態が発生するおそれがある。よつて、本案に強く反対するものである。」という決議が私のところへ送られてきております。こういうふうに、日弁連でもまづこうから反対して、こういう全員で決議まで出しているような法案でございまして、その点、政府は、強引に押し通すというんじやなく、こういう国民の声に耳をかくして、省くものは省いて、修正すべきものは修正して、そうして、皆が納得できるような法案として私は成立したい、こういうふうに思つております。

○国務大臣(中村梅吉君) どうも私も考えます、非常勤公務員というものが、だいたい社会的に誤解されているように思ふのですが、先ほど申し上げたように、一般審議会の委員と同じようなものでございまして、しかもこの非常勤公務員といふのは、行動、言論の自由を束縛されるものでは、一般の非常勤公務員とは違ひますので、その点をよく理解していただくことが大事だと思ふんです。実は、この法案に關係しまして、私も日弁連の會長、副會長、六、七人の方々と一べんお目にかかりました。反対の要旨何ですかと言つと、大体の要旨は、調停の官僚化だと、官僚化がけしからぬと、いうことでした。その官僚化の、じや内容は何かというと、非常勤公務員にすることがいかぬといふこと、それからもう一つは、調停に当事者が同意をすれば調停事項をつくつて、調停をきめることができるというような点をあげておりましたが、これは私も申し上げたんですが、本人が、当事者が同意した場合に、なるほど調停事項ができる規定がありますけれども、これは本人が一べん同意したから、それじゃあくまで調停事項で押しつけて、本人がいやでもやつてしまふのだという精神ではないと思つと、運用上、一べんは同意したけれども、寝て考へてみたらいやだと、次の調停事項をきめる期日に出てきて、あれはおまかせましたけれどもいやですと言へば、必ず取り消されるに間違ひないから、そういう点は運用の面で十分注意すればいいんじゃないですかといふ話をしたんですが、いづれにしても、そういうようなわれわれ疑問を持つておるから、そういう疑問の点について、国会で十分に討議を尽くして解明しておいてもらいたい、速記録に残しておいてもらふねと、大臣から口で聞いたつてだめだ、この民事調停及び家事審判の制度ができましたら、できるだけそういう運用については裁判所におかれても注意をしてやっていたきたいと、こゝろ思つております。

○委員長(原田立君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。
午後二時再開することとし、休憩いたします。
午後零時五十四分休憩

○理事(棚田四郎君) 休憩前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(棚田四郎君) 休前に引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

て、答申を受けまして以来、鋭意調査、検討を開始しておるわけですが、いまだに適正数か何名という数字を示すことは困難でございますけれども、この問題につきましては、あわせて裁判官の調停に立ち会ういわば意識の問題にも多少は関連するわけでございます。そういった点につきまして、各調停を担当される、裁判官の方々も、この答申を受けまして調停に対する考え方といったものにつきまして反省を加え、調停に実質的に関与していくその姿勢というものを、あらためて強く自覚した上で調停運営の衝に当たられてきておるわけでございますので、そういった運営の動き、今後の動き、また調停事件数、訴訟事件数の推移等を考え合わせました上で調停を担当すべき裁判官の適正数というものを考え、裁判官の配置の問題を含めまして増員及びその他諸般の具体的な施策を早急に樹立いたしました上で、その実施に向かって前進してまいりたいと、そう考えております。

○原田立君 答申の中では、いま、まだ実際に数かきまっていんだと言ふんだけれども、その数をはっきりしない、早くやらないと、こういうことを言っているわけですよ。めんどろなんですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) ただいまちょっと申し上げましたように、結局、運営のあり方、調停の運営のあり方、それに対する裁判官の関与のあり方、そういったものと調停事件数と調停担当裁判官の配置、こういったものを関連いたしました上でいかなければならない問題でございますので、その調停運営の実態がかなり改善しつつある状態において、なかなか数字としてすぐに出てまいらないわけでございますけれども、しかし、ともかく多忙であつてとうていいかない切れないという裁判所はおのずからわかつてまいっていると思いますので、近いうちに増員等の問題につきましまして十分対策を講じ得るような資料を得られるのではないかと、そういうふうと考えております。

○原田立君 具体的にはどのぐらいふやしますか、このぐらいにしますとかなんというの、これはあとでいいんですよ。要するに答申の趣旨からいけば、調停担当裁判官の員数につき十分な検討を加えた上で適正数の確保をはかりなさいと、こう言っているんですから、まず数ぐらい出でこなければ先へ進まないはずなんです。だけれど、しっかりやるという話だからそれが半年先なのか一年先なのか、それを実は聞きたいわけなんです。答弁がないから、近いうちだということて理解しておきましょう。

それから昭和四十九年度の裁判所職員の増員を見ても、判事補二名、簡裁の判事三名の計五名の増員にとどまり、しかもこの五名もそのまま調停委員会に充てられるとは限っておらない。また、裁判官不在の調停はけしからぬという世論もあるし、各委員からの指摘もあるとおり、このような状態が続けば今後ともますます国民の司法に対する不信が高まる一方であらうと思つております。このような実情では、調停制度の強化充実と有名人無実と言わざるを得ない。裁判官の増員充実こそが、最優先に考えてこそ、調停制度の充実につながることであらうと思つております。過日、当委員会、裁判官五名ですね、増員の法案をやったわけでありまして、そのときも指摘したのは、たつた五名ぐらいの増員で一体何ができるんですかという質問をしたら、今度も足りないんだと、またあとで増員するんだというふうなことを言っておりますけれども、広い意味での裁判官の増員充実計画、これはどんなふうにお考えになつておられるか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 裁判官の適正数の確保という問題につきましては、定員法の御審議の際に、原田委員からも十分その点を御指摘いただいたのでございます。その際、御説明いたしましたように、現在の事件数から考えますと、裁判官の負担量というものは、全国的にそう数年よりも負担過剰ではないんではないかと、いうふうなことでございます。ただ、しかしながら、

緊急必要なものについてはそのつど手当てをする必要がございますので、今回増員をいたしました五名のうち、二名は判事補ということで、高等裁判所における刑事長期未済事件の処理等に当てるというところで増員をお認めいただきました。それからまた、簡易裁判所判事の増員の点につきましても、これも簡易裁判所におけるところの道路交通事件というものが増加しておりますので、それの手当てというところで増員をお認めいただいたのでございます。裁判官の必要数が幾らかという問題、いろいろむずかしい問題もございしますが、いずれにいたしましても、当面緊急に必要な事件の増加、事件の内容の複雑化に対応するための措置というものは、今後そのつどやっていきたいというふうな考えております。

なお、調停関係でございますが、いわゆる裁判官不在調停というふうに従来いわれておりましたのは、必ずしも裁判官の数が足りないからというよりも、裁判官が現におつても調停にはあまり顔を出さない。先日、佐々木委員から御指摘ありましたように、裁判官がおつても、でさう上がつたときだけちょっと顔を出さうというふうな運用がかなり一般化しておるのでございます。これも先ほど来民事局長が御説明いたしましたように、今後運用を改めまして、裁判官ができるだけ調停に関与するということになりまして、そこでおのずから裁判官がどのくらい足りないのかということがかなりはつきり出てくるのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。まあ現状におきましては、くどいようでございますが、裁判官不在調停というの、裁判官がおつても調停に顔をださない、まあそういう慣習といえますか、そういう傾向が従来あったことはたしかでございます。まあそういうことでございしますので、御理解いただきたいと思ひます。

○原田立君 数は足りないことはないんだと、慣習として裁判官が調停に出なかつたんだと、そういうために裁判官不在の調停というものがあつたんだと、こういうふうな説明のようにお伺いしまし

た。ところで、他の委員からも質問があつたように、要するに裁判官不在の調停委員会はよくないんだということを、たしか当局のほうでも御答弁なさつておるはずなんですけれども、そこで、初回だけでも、第一回だけでも必ずしも出さなければいけないというふうなことが言われてもおりますけれども、その点は改善されるんですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御指摘のとおりでございます。現在裁判官の方々もその点について十分自覚をされまして、第一回の期日と、少なくともその後におきまして、重要な問題点が起りました場合には、調停委員から相談があれば必ず出席せられる体制には少なくとも持つていくべきであらうという形でもって、かなり運用の面では改善されつつあるわけでございます。もちろんまだ理想的にまでいっているとは申しませんが、かなり改善されつつある状態にあると申し上げてもよいのではないかと、いうふうに考えております。今後こういった改善の帰趨を見ました上で、やはりどうしても裁判官が足りないという数字が出てまいりますれば、それに対しては、十分こちらとしては具体的に対策を講じてまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

○原田立君 臨調審の答申の「項目の中に、調停委員の職務能力向上のための研修、研さんを充実強化する」旨の答申がありますが、この研修、研さんに対する現行の実態と、今後の充実強化の具体的計画、簡単にけつこうですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 現在におきまして、調停委員の研修といたしまして、裁判所が担当する研修と、また日調連もしくは各地の調停協会が主催されておる研修と二本立てで行なわれておるわけでございます。この方向は今後とも維持されることにならうかと思ひますが、裁判所のはうの担当する研修予算も本年度はかなり増額を認めていただきましたので、充実した研修ができるものと考えております。主として裁判所が担当いたします研修というのは法律面に関する

研修ということになるわけですが、調停委員の方々はすべてりっぱな学識経験を持たれた方々、いわば完成された人格の持ち主の方々がございまして、一般職の職員に対する研修とはおのずから方法が異なるわけでございすけれども、調停委員の中にも法律には無関係な職業に従事しておられる方々もたくさんおられるわけでございすので、少なくとも新任の調停委員の方々には、調停法なりあるいは類案する事件に関する法律、たとえば借地借家法とか、自賠法とか、そういったような法律の基本的な知識はやはり得ていただく必要があるかと考えておりますし、また、今後新法が制定されましたならば、新法の概念についても一応知っていただく必要があるかと存じますので、まあそういった面を中心として裁判所の研修が行なわれるものと考えておりますし、これに對しまして調停委員の方々は、民間の知識経験を調停の上に生かすことが本来の任務でございすので、その民間人としての知識経験を調停にいかにしたならばうまく生かせるかという、そういった面での研さんということが必要であらうかと存じます。そういった面につきましては、やはりすぐれたベテランの調停委員などを中心といたしまして、調停委員の方々の自発的な研修というのを望ましいのではないかと、いろいろ考えておりますので、それはそれとして、自発的な研修も常に行なっていたかと思っておりますので、裁判所といたしましては、それにできるだけの御援助は申し上げたいと、そういうふうにご考えております。

○原田立君 財団法人日本調停協会連合会に対して、昭和三十一年から三十九年まで五百万円前後の国庫補助金を出しておられますが、昭和四十年から補助金制度の合理化に伴い打ち切られていたが、その後の援助の経緯について説明をお願いしたいのだが、昭和四十九年度においては、調停相談事業委託費という名目でわずかに七十一万五千円しかついていないというふうになっておりますけれども、いまの局長の、援助をもっとしっかり強化したい

というのからいけば、現実には非常に逆行しているんじゃないかと、こういうふうに思うんですけれども、その点はどうかというのの一つ。それから援助は、もっと研修、研さんをもう少しやりたために、日調連のほうに對してもっと援助を増額してやる考えはないのかどうか、その二点について伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 仰せのとおり、補助金は三十九年に打ち切られたわけですが、打ち切られました際に、従前補助金として支出されておりました目的として主たるものは、調停運営協議会——調停委員の協議会の費用と調停相談の委託費でございす。その中の調停相談の委託費の關係が、従前どおり委託費という形で残りまして、調停關係の協議会の費用が裁判所の予算という形で入ってまいりましたわけでございます。したがって、実質的にはその予算は従前どおりに使われていたということが言えるのではないかと存じます。しかし、本年度は幸いに、調停の協議会なり研修なりの予算もかなり大幅に認められましたし、そのほか調停委員の調停事務に携わるにあたっての教材、資料、そういったような關係も新たに認めていただきましたので、かなり積極的に調停活動の上で貢献していただけるのではないかと、そういうふうにご考えております。

○原田立君 局長は金額の面で一言も言うていないけれども、金額は一体どのくらいになるのか。また調停委員の執務向上面からも協会独自の研修、研さん等の実施のために補助金の復活、基本的な補助金の復活のために必要なんじゃないのか。局長、それから総長、大臣も責任ある立場だから、あわせて御答弁願いたい。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) まず予算の關係でございすが、研修關係の予算としては従前はおおむね二千四百万円余りでございしたが、本年度は三千九百万円余りということで、約千五百万円の増額が認められております。それから調停委員用の執務用の図書あるいは研修用の教材費として従来は全然認められておりませんでしたのが、今回約千九百万円余りが新しく認められたわけでございす。

なお、補助金の問題につきましては、これは私どもの伺っておりますところでは、補助金というのは国民に對して直接事業を執行する場合のその執行を国にかわって団体が直接国民に對して事業を行なう場合に補助金を支出するというのが原則であるというふうな關係で、調停關係で申しますと調停相談の委託の關係がある程度これに相当するわけでございすが、あと調停委員の研究会、研修会といったものは直接補助金の対象にはなりにくいように承知いたしておるわけでございす。そういう意味で私どもとしては調停相談の關係を今後伸ばすことに努力していきたいと考えておりますけれども、研修關係は非常に無理ではないだろうかというふうにご考えております。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 今年の予算におきましては、調停委員に対する手当がたいへん増額したということ、ただいま民事局長が説明いたしましたように、調停關係の予算が相当ふえていたにいたっている。補助金の点は申しましたようにむずかしい問題がございすが、今後調停の仕事が円滑にできますように予算の点も十分努力したいと思っております。

○原田立君 大臣にはまた一括して御答弁願いたいと思ひます。

昭和四十九年度予算要求額の中で二億九千万円が施設等の整備に對する予算として要求なさっておられると聞いておりますが、その中で、答申の中に執務参考資料の充実ということが非常に強調されておられる向きがあるんでありますが、この調停の執務のための参考資料の整備、充実をはかることは調停をより円滑に、かつ、充実したものにすることを必要といたしても必要なことだろうと、この点の充実をはかるような考えはないのかどうか。要するに、いろいろ不備な点があるのを、今回の答申を受けて全国的に点検をして、そうして

参考資料の充実をはかるべきではないか、こう思うんですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御意見のとおりでございまして、現在私どももその準備を進めております。できる限り御要望に沿えるように最善の努力をしてみたいと存じます。

○原田立君 交通調停の即日調停について伺いますが、交通事故の激増に伴い、その被害者からの損害賠償請求に調停制度の利用を容易ならしめるための措置として最高裁の民事局長名で通達が出されておりますが、そのうち口頭受理件数及び支払いを求める金額を確定しないで申し立てられた件数は、昭和四十七年は若干前年を下回っているもの、いずれも順調に伸びており、通達の効果も発揮しているように思うんですが、これだんだんだんだん先細りになっております。昭和四十二年が一月平均七十二件、四十三年が四十七件、四十四年が三十九件、四十五年は二十五件、四十六年は三十一件、四十七年は十二件と、だんだんだんだんこうずうと少なくなっている、まあこれは表に出ておるんでありますが、そうなるという調停のこの点が有名無実の感が強いんであります。その原因についてはどのように考えておられるのか。また即日調停がもっと活用されるようにすべきではないかと、こう思うが、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御指摘のとおり確かに即日調停の実施件数は減少してまいっております。その原因につきましては、私どももいたしましては確かに広報活動等があるいは行き届かなくなつてまいったのかということも反省いたしております。調停委員の方々の全面的な御協力にたかればできないことでございまして、その意味で調停委員としてはせつかく午前中から待機していただきますように全然申し立てがないということになりますと、その時間だけむだに空費したということになるわけで、たいへんその点で申し

わけないわけでございます。そういう意味もありまして相当数事件のある庁において、しかも調停委員の方の数が非常にたくさんある庁において、そういう即日調停を実施するについて協力してもよろしいという方が相当おられる庁においては実施できるわけでございますので、今後その面での運用面でももちろん国民の役に立つ調停ということができるだけ努力して広げてまいりたいと思います。広報活動もあわせて活発に進めてまいりたいと思っておりますが、なお一言これに関連して申し上げます、即日調停の実施とあわせまして交通事故調停につきましては裁判所のほうにおきましてよくふうをいたしまして、いわゆる定形申し立て用紙というものを作製いたしまして、これを窓口で備えつけ、それに申し立てる人のほうで適当に記入をすればすぐ申し立て書ができるという形のものをつくっておるわけでございます。この申し立て書の要件に当てはまることをすべて記載していただきますと、大体申し立てる人の要求すること、それに関連する証拠、どういふものを集めたらいふかというふうなことも申し立てる自身にはわかるようになっておるわけでございます。この定形申し立て用紙というものを広げていくということも、この即日調停の実施と同じような効果をあげ得るのではないかと今ふうに考えております。そちらの方面でも今後とも全国的に実施できるように現在その体制をとりつつある状態でございます。

○原田立君 家事審判法第四条では家事審判官及び参与員に対し除斥、忌避、回避の規定が定められておりますが、調停委員の場合その趣旨が明らかに規定されておられません。一体どうして規定されておらないのか。

○政府委員(勝見嘉美君) 調停委員につきまして除斥、忌避、回避の規定がないことはただいま御指摘のとおりでございます。私もいたしたくもこの改正にあたりまして十分検討に値する問題であるということで検討いたしましたのでございませうけれども、次に申し上げるようなことで改正を

いたさなかつた次第でございます。

もともと除斥等の制度はいわば裁判所による権力行使の公正を担保するものでございまして。訴訟におきましては紛争のいわば強制的解決をはかるものでございましてけれども、訴訟とは異なりまして調停におきましては当事者の合意に基づいて自主的解決をはかる制度でございますために、特に強制的な公権力の行使に直接関与することのない調停委員につきましてはこのような制度を必ずしも必要としないというふうな考えられるわけでございます。ただ、実際上の問題といたしまして御指摘のようなケースも出てくることは十分考えられるわけでございますが、受調停裁判所で調停委員を指定するにあたりまして、調停委員会の信頼を確保するにつきましては十分の配慮がなされるべきでありまして、万一指定後におきまして調停委員と当事者との関係から事件の適正な処理に不都合を生じるというふうなことが懸念される場合には、受調停裁判所におきましてその指定の取り消しを行なうことができるわけでございます。いわば差しかえてその他の調停委員になつていただくということができるわけでございます。現行の調停法規もいま申し上げましたような考えから御指摘の除斥等の制度が設けられていないというふうな考えをおる次第でございます。

以上のような理由から御指摘の点に関する改正についてはこのたびは行わなかつた次第でございます。

○原田立君 要するにいまの説明では、調停委員の場合は家事審判法の場合とは別だから要らないと、こういう断定で、今後そんなことは考えないというのか、それとも、あるいはというふうな説明があったから必要性は多少認めておるのかどうか、それで今後また再度考えようというのかどうか、そういう意図は含んでいるのかどうか。その点はどうか。

○政府委員(勝見嘉美君) 先ほど申し上げましたように、この問題は確かに検討すべき問題であるというところで十分検討いたしましたわけでございますが、まあ制度論でございますので絶対必要ないという趣旨で申し上げたつもりでございませう。いわばこの段階で必ずしも必要としないと考えたので制度として設けなかつたというふうな御理解にいたしたいと思つております。なお今後の調停の運用におきまして、その種の制度はやはり設けるべきであるというご意見が頻りに出てまいりましたならば、当然のごときでございますけれども、やはり制度として立法化をはかるべきことは当然だと思つております。

○原田立君 これでは最後にしたいと思つておりますが、本調停制度は、法律の見地ばかりでなく、条理や健全な常識に基づき当事者の互譲、実情に即した解決をはかることも、手続が簡易な上、早く解決し費用も低廉であること等、いわゆる本人主義的な面からいへば国民性にも合致した方法であり、多くの国民に利用されてきたものだと思つております。このような調停制度をより一そう国民各層に知らしめ、利用度を高める必要があることを私は思うのでありますが、この点の普及方法についてあまり政府のほうでは、最高裁のほうではあまり熱心でないのじゃないか、こういうふうな感じもするわけでありませうけれども、今後のPRの方法、それらについてはどういふような方法でどういふ予算で組まれてやるつもりであるのか、その点をお答え願ひたい。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 調停関係について適切な広報をなすべきであるという御指摘はまことにそのとおりでございます。確かに私も従前の調停関係についての広報が十分であつたということは自信を持って申し上げられないうわけでございますが、幸いにこのたびは広報関係の予算も若干認めていただきましたので、今度の調停法改正が幸いに成立させていただきますならば、その改正法の趣旨を含めまして今後の調停の運用の裁判所のあり方等についても十分国民の皆さまにわかつていただけるような方法で広報活動を実施したいと考えております。で、その方法といたしましてはポスターあるいはパンフ

レット等を作成すること、また新聞あるいはテレビ等のマスコミを利用すること、それからポスター等の掲示をすること、あるいは市町等に置かれておりますいわゆる行政相談を行なつておられる方々との間で十分連絡をとりまして、調停に適する事件があれば調停裁判所のほうにおいていただくように連絡していただく、そういうような方法を講じまして、できるだけ広く皆さまに理解していただけるように広報を進めてまいりたいと思つております。

○原田立君 予算関係は。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 口頭受理体制をとるとのこと等を含めまして、広報関係の予算として約一千万円今回認められているわけでございます。

○理事(棚田四郎君) 質疑の途中でございまして、委員の異動について御報告いたします。小枝一雄君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直紹君が選任されました。

○佐々木静子君 それでは前回に引き続きまして、前回十分にお伺いできなかったところを若干質問させていただきます。

まず前回もちょっと質問に触れましたけれども、今度の改正案の民事調停法第八条の点につきまして、これは一項、二項とも日弁連その他非常に反対意見の強い条項でございますけれども、そこで特に「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う」という個所でございませう、その点につきまして、これ再三衆議院段階でも裁判所当局から御答弁いただいておりますけれども、これは「必要な最高裁判所の定める事務」ということに対して非常にわれわれ国民は不安をいだいておるわけでございます。一たん法律になつてしまつたと往々にして最初の立法趣旨を離れてひとり歩きをして、思わぬことに法

律が利用されるというよりなことがいまでも幾たびかあったわけでございますので、そのあたりについてさらに確認しておきたいと思うんですが、事務総長にお伺いしたいと思っておりますが、この「必要な最高裁判所の定める事務」というのはどういうことであるのか、はっきりと御答弁していただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 私どもの考えております限りでは、嘱託による事実の調査という一点に限られております。

○佐々木静子君 その嘱託による事実の調査以外には一切なさらないということは御確約できるわけでございますか、今後におきましても。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 確約することができません。そのとおりでございます。

○佐々木静子君 確約していただいても、実はその事実の調査だけでも日弁連その他非常に問題だというふうに考えておるんでございますけれども、特に家事審判法の第二十二條の二におきまして、これは嘱託による事実の調査というふうになつておりました、前回もお伺いしましたように、家庭裁判所調査官というものが、すでに事実の調査をする専門の調査官がいるわけでございますので、その点前回もお伺いしたことでございますが、これは全くダブつてゐるんじゃないか。そして家庭局長からの御説明によりまして、調査官は教育学とか心理学とか、あるいは社会学の専門家であつて、たとえば遺産分割について財産の評価などを調べるについては専門じゃないというふうなお話でございましたけれども、現実にはどの裁判所でも事実の調査で調停委員会自身が当たれない部分については家庭裁判所調査官がやつておりますですね。私も幾たびか担当した事件で家庭裁判所調査官をおわずらわせたわけですから、これ、やはりプロフェッショナルなだけであつて、きつちりと調べてくださつてゐる場合がたいへん多いわけでございますので、これは専門は何はともあれ事実の調査は全部家庭裁判所調査官という制度がある限り少なくともこの家事審判法の

二十二條の二は必要じゃない、この事実の調査は調停委員会がやるということが必要じゃないんじゃないかというふうに私も思うわけなんです。これは調査に当たつてゐる調査官自身も、いままでちゃんとやつてゐるのを、横から横からと言つちや悪いですけども、なわ張り争ひじゃないですけれども、調停委員会がいや自分も調査するといふようなことで出てきてやるといふのはどうもおもしろくないんじゃないかと思うんですが、そのあたりいかにお考えでございますか。

○最高裁判所長官代理者(堀分一立君) 一昨日も佐々木委員からその点を指摘されたのでございますが、なるほど条文の上では事実の調査ということばから見れば、このたびしようとしてゐる調停委員の事実の調査と家庭裁判所における調査官の調査と文言は全く同じでございますけれども、御存じのように、家庭裁判所調査官は先ほども御指摘受けましたように社会学とか心理学とか教育学とかそういうふうな専門的知識を学生時代に習得してそういうふうな科目でもって試験を受けて裁判所に採用されてくるわけでございます。で、調査官研修所におきましてそういうふうな知識を臨床面でのように応用していくかというふうなことを十分研修いたしまして、

〔理事棚田四郎君退席、委員長着席〕

そしてお役に立つように育て上げてゐるわけなんです。その意味におきまして調査官はこの前も申しましたように人間関係の紛争を取り扱う専門家だということをわれわれも申しておりますし、調査官たちもまたそういうふうな自負を持つてゐるんだと思つてゐるわけでございます。で、このたびの御質問では、たとえば遺産分割などの事件で財産状態なんかも調査官が調べるではないかというふうな御指摘で、まことにそれはそのとおりで、それは当事者がどういふふうな財産を持つてゐるか、また不動産はどこどこにあるかといったようなことを法務局などに参りまして登記簿の原本

を見たりしてどこにどういふ財産があるというところを調べたりするようなそういうようなことは調査官がやつてはおりますけれども、それよりさらに進みまして、その遺産の對象となつてゐる資産の構成がたとえば企業であるような場合にはその企業を遺産分割すれば企業自体が生命を失う、そしてその遺産の分け前にあずかるという人たちが十全な利益を受けられないというふうな事案については、やはり会社経営に練達な人など、調停委員さんの中にそういう方がおられますが、

そういう方の知識を提供していただくのがよりベターではなからうかと、そして調査官は本来の人間関係についての調査をいままでもさらに深めていくことによってその専門性がいよいよ高まると、そしてそのことは同時にまた調査官たちの社会的な評価あるいは地位といったようなものの向上に資するんではなからうかというふうな考えでおるのでございます。

○佐々木静子君 御意見よくわかりますけれども、裁判所のはうで調査官というものはこういうものだと、かつてに教育学、社会学、心理学の専門家を集めておいて、その勉強をさせて、それで調査官というものはこういうもので遺産のことはわからない、会社の経営のことはわからないというふうにきめていらつしやいますけれども、それはそういう必要があるのならそういう勉強もしていただくようなチャンスもつくる、あるいはそういう方面からも調査官をもつと広く求めるとかいうふうなことも必要なんじゃないか。もう少し柔軟に——こういうものだときめてしまつてこれに入らない部分があるからだめなのだと。これはやっぱり前回申し上げましたが、調査官というものを専門に二年間勉強していらつしやるし、私もこの間調査官研修所も見せていただきましたところ、非常に行き届いた設備なり、それからいろいろと教科内容もそろつておるようでございますので、そういうところで勉強された方にやはり調査は調査として頼むべきじゃないか。そしてまた、前回も申し上げましたが、それだけその専門職として、

非常に誇りを持って、またかなり高い水準で勉強していらつしやるわけですから、調査官の方々の身分というものの、前回あまりいい御答弁を、的確な御答弁をいただいておりますので、的確な御答弁を、向上というふうなものにもっと努力をされるべきではないかというふうに私は思いますので、ぜひそのように考えていただきたいと思います。事務総長いかがでございますか。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 佐々木委員のおっしゃいますのは、裁判所で従来養成しております調査官をもう少し弾力的に分野を広めて教育をし役立てることはどうだろうかという御趣旨のように伺うわけで、まあ私もかたくなに従来そうだったからこれからはもう一点はりていくというふうにはばかり考えるのもこれもうかと思ひます。ですから、この点は従来の長い伝統もございますので、さてこれを分野を拡張するというところになりましたら、またいろいろと影響するところもございまして、御趣旨を十分頭に入れました、これは検討したいと思ひます。今回の事実の調査の関係ではいふんいろいろと御心配をかけて御質問いただいておりますので、御心配をかけたも、一つにはああいふ規定のございましたあらわれは、従来の調停が裁判所の関与の点でもこれは改善しなきゃならない点がある、それ以上にまた、調停を進めようとする、事案の基礎になつてゐる事情、背景になつてゐる事情をよく見きわめて妥当な調停案を作成する、そういう点ではやはり事案の核心と申しますか、そういう事実を十分頭に入れた上での調停案の作成が望ましいという反省に立つておりますので、私どもの運用をいたしましては御心配になるような運用をいたしませんで、十分ひとつづつをつけていゝ調停案の基礎となるような事実の調査というふうに努力してまいりたいと思ひますので、その点ひとつ十分御理解を賜わりたいと思ひます。

○佐々木静子君 非常に前向きな御答弁をいただきましたので安心してございますが、いま私の申

し上げましたことに若干誤解があるといけませんので、といいますのは、私の考えとして、いろんな幅を広げて、それを最高裁で調査官にいろんな教育をもっとやれということであるとすれば、これはたいへんな誤解でございまして、現在聞き及んでおりますところでもすでに、このごろ教材の中にたとえ法律についての勉強が非常にウエイトが多くなってきたために調査官の方々の中で御不満も多いということも伺っているわけでございますので、そのあたりは十分に調査官の自主性というふうなことも御尊重いただいて、そして本来の持っている調査官制度というものの趣旨が阻害されないようにぜひお願いしたいと思っておりますが、だからといってこれだけしんじやないかというわけでございますので、この二十二条の二の案文につきましては大いに問題があるんじゃないかというふうに私も考えているわけでございます。

それから前回も他の委員から御質問がございましたが、調停委員の任命の基準でございまして、それは一応最高裁のほうで用意なさっている規則によりまして、年齢的には四十歳以上七十歳までというふうな、特別の方は別としてというお話でございましたが、まあ御趣旨はわからぬでもないですけれども、やはりそういうふうなきめてしまうことは問題が多いんじゃないか。たとえば前回もちょっと指摘いたしましたように、七十歳になられても、たとえば裁判官をおやめになって定年で七十でやめたというふうな方とか、あるいはずっとそれまで仕事をしておられる方は概して七十になっても非常に調停が支障を来すほど老花現象があらわれておられないという大変な言い方ですが、非常に熟達されたよい調停をなさる能力をずいぶん持っているし、また、その年齢に達しておられなくても、もうどうも調停委員としてははたから見てもいかかと思われるということもございまして。またそれと逆に、三十歳代の調停委員でも非常にいい方がいらっしゃるんじゃないか。

ないか。これは一般的な裁判所でもそうじゃないかと思ひますが、私も調停委員させていただいたのもむろん三十代ですけれども、大阪でも、大阪家裁でも婦人の調停委員などは、婦人の弁護士などには特に、十年たたなくとも調停委員になるように、弁護士会の基準は大体十年たてば候補者になるというのがある。いままでのように、婦人の場合はもっと、三十そこそこぐらいでも候補者にとりこんで上げるように、むしろ婦人法律家協会から働きかけておいて、どんどんと年齢が若くなってきたおいて、若い方にも調停委員がなかなかないという苦情は聞いておられます。まあ能力不足でうまくいかないことはあるでしょうけれども、年齢のためにうまくいかなかったというふうなことも聞きませんし、特に家事事件におきましては、若い男女間の問題などですと、来た当事者がもう、どういふ年齢の違う方からお説教されるのかと思つていたら、わりに話が通ずるというところで喜んでいただくような調停委員も三十代の方にもかなりいらっしゃると思いますので、だから年齢制限というものはあまりこだわらなければならぬんじゃないかというふうに考えているのでございまして、そのあたりはどうかと考えてございまして。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) ただいまの佐々木委員の御意見、まことにごもっともであると、私も同じような考えでございまして。まあしかし原則は原則でございまして、これは臨調審の答申にもございまして、やはり生活経験豊かな方ということが大前提になりますので、原則的には四十歳以上という数字は望ましいのではないかと考えておりますが、あとは、例外的ほうは、確かに調停委員としてつばな方々が年齢にとらわれずにおられるわけでございますので、その辺は弾力的な運用というものを考えてまいりたいと思ひます。

○佐々木幹子君 それから、この調停委員の選任の基準についての、これは全般にわたると思うんですが、「最高裁判所の定める」という、この最高裁判所の規則というものをつくるにつぎまして、これは何か委員会に諮問されるのか、もう諮問されずにおつくりになるのか、それはどういふふうな御予定になっているわけですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 法律が幸いに成立いたしますと、直ちに準備をいたしまして、規則制定諮問委員会を開く予定でおります。

○佐々木幹子君 それから、いまのお話で、調停委員の資格選任の基準ですが、生活経験豊かなとか、またいままでは徳望良識というところが何回も出てきたんでございまして、私は、ぜひこの調停委員選任の基準の中に、人権意識があるとか人権感覚が豊かなというの、これはぜひ基準の中に入れていただかないといけないと思ひます。これは民事におきましても家事におきましても、それで、この調停法が、前回にも申し上げましたが、条理によつていろいろ常識なり、ともかくお互いに妥協して円満に解決するということですけれども、やはり筋の通つた解決じゃないとこれは解決にならないわけでございますので、その意味においては、ぜひ人権意識の豊かなということ、これはぜひその規則の中にも入れていただかないといけないんじゃないか。非常にりっぱな調停委員の方はたくさんいらっしゃるんで、よくそういう御不満を聞くわけなんです。現実には、でございますので、やはり選任の基準の中に人権意識というものをに入れていただきたい。そのあたりはどのようにお考えでございましてか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御意向を十分考えさせていただきますと思ひます。

○佐々木幹子君 繰り込んでいただけるんですか、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 十分検討させていただきますと、こういうことでございまして。

○佐々木幹子君 どうもあまりはつきりしませんが、まあ善意に解釈して、たぶん繰り込んでいただけるといふふうに判断して間違ひございませんか。

か。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 規則制定の段階におきましては制定諮問委員会等にも十分御意見をはかることになろうと思ひますので、私自身でどうこうするといふわけにまいりませんので、その点御了承いただきたいと思います。

○佐々木幹子君 まあ、ぜひお考えを、与党の議員さんからも人権意識の豊かな方をぜひ入れたらいいなという発言もあったわけですから、そこら辺は与野党ともそういう考えなのだというのを、はつきり御認識なさつておいていただきたいと思ひます。

それから、これは先ほど来お話があった、裁判官不在の調停の問題とも関係するんでございまして、けれども、先ほど来法務大臣の御答弁にも第一回の調停にはぜひ裁判官に出てもらうというふうなことを慣習づけたというお話もございまして、私はぜひそれを実現していただきたいと思ひます。といひますのは、私もこの申し立て人の代理人を実はたくさん、たくさんというか、いろいろやらせていただきました。一番調停に当事者が不満を感じるの、これは代理人もですけれども、第一回の調停期日に出頭したときなんです。これは無理からぬこととございまして、私が自分が調停委員をしておりまして、そのことから考えましても、何日にこういふ事件の調停をやるから何時に出頭されたいという通知がくるわけでございますが、弁護士の場合は毎度裁判所へ行つておりますから、その日までに、私は少なくとも必ず記録を――ほかの事件で行つたときにその記録を出してもらつて読んで、その日の調停に当たるといふふうにしておつたわけでございますけれども、ほかの、裁判所と関係のないお仕事をしていたら、その通知をもらつて初めてその時期に行かれる。そうすると、そのとき初めて記録を知らなくなるわけですね。そうすると、当事者はもう、裁判所はちゃんと事件がわかつてくたさつていふんだというところで張り切つて調停に

そのあたりはどのようにお考えでございますか。

○最高裁判所長官代理人(西村宏一君) 原則的には簡易裁判所ということでございますが、当事者の合意が成立すれば地方裁判所でできるわけでございますので、両当事者で合意をしていただいて地方裁判所へ持ってきていただくというふうに運用でまかなくてまいればと考えております。

○佐々木勝子君 それから、この調停事件については前回も、訴訟で解決するよりも調停で解決したほうがほんとうの解決が得られる、また非常に調停事件に親しみやすい事件もいろいろあるんじゃないかということから、ただその調停を利用しにくいのは費用が高つく、印紙代が高いからたいへんにむずかしいという問題がございますが、特に交通事故なんかの場合に印紙代に困るわけでございますが、これは訴訟と同じように訴訟救助の適用を調停制度にもお考えになるような余地はございませんですか。

○政府委員(勝見嘉美君) 訴訟救助につきましては、御指摘のとおり、現行法のもとにおきましては調停には適用がないというふうに考えられておるようでございます。実は臨調審の答申の中にはその点が盛りれておりませんが、事務当局、裁判所ともども検討いたしましたことがございますが、まだ成案を得るに至っておらない状態でございます。

ただいま御指摘のように、また前回御指摘がございましたように、印紙の額の問題、訴訟救助の問題、将来いろいろな問題が出てくるような状況にありますれば十分検討いたさなければならぬというふうに考えております。

○佐々木勝子君 これはぜひおはかりいただきたいと思うわけです。といいますと、交通事故の場合なども、本案で解決しても、結局勝訴判決を得られても、相手方が納得していないためにその履行がはかれないというようなことがたいへんに多いわけでございますので、ぜひその被害者の人権を守るという意味からも、調停による解決というものがやりやすいようにぜひともそういう立法も

お考えいただきたいと思うわけでございます。

それから、これは家事事件についてでございますが、いまあまりその話を聞かれません、かつてもう家事事件は全部調停、家裁でやって、人事訴訟というものはもうなくなつてもいいんじゃないかというふうな意見もいつとき聞いたわけでございますが、これは日本婦人法律家協会などが強く反対しておるわけなんでございまして、それども、そういうことは全然いまお考えになっていらっしゃるんじゃないでしょうか。いかがでございますか。

○政府委員(川島一郎君) その点につきましては、現在特に考えておりません。

○佐々木静子君 それから前回家庭裁判所にお伺いいたしました家事相談の件でございますね。その後の御調査の結果、たとえば大阪家庭裁判所のことをこの間申し上げましたが、実情はいかがでございますか。

○最高裁判所長官代理人(堀分一立君) この間御質問がございましたので、私どものほうで調査いたしましたところ、大阪につきましては、大体年間本庁で九千件余家事相談の事件を取り扱っているようでございます。支部がございまして、先日一万二千件余の数字を申し上げたかと思ひますが、あれは支部を入れた数字でございまして、本庁では九千件、九千二十件というふうな数字が出ておるようでございます。

で、この家事相談を担当している者は家庭裁判所の職員——調査官、書記官、そのほか民間の篤志家として、大阪ではやはり参事員の方が奉仕をしておられるように伺いました。参事員さんの数字は、大阪の本庁では八十名余りのようでございまして、そのうちの五十四名の方が家事相談に当たっておられる。その内訳を申しますと、男性が二十九名で、女性が二十五名というふうな数字になつておるようでございます。そして弁護士の方々が五十四名中十七名、その他の方が弁護士でない方というふうなことでありまして、この民間の方が奉仕しておられるのは、大体週に一回——家事相談は毎日やっておるわけでございますが、週に

一回というふうなきめてあるようでございまして、午前中にその四、五名、また午後同じ数ぐらいの方がこれに当たっておられる、まあ週に一回。したがって、同じ参事員の方がたとえばきょう家事相談に当たられますと、大体次回は一カ月半か二カ月ぐらい後にまた順番が回ってくるということになるかと思ひます。

相談の件数は、この数字が示すところによりまして、参事員の方が御担当になるのは一日に約二十件余り、二十三、四件というところでございまして、したがって、この参事員さんお一人が取り扱ひになる相談件数というものは、二件ないし三件というふうに承知しております。

○佐々木静子君 何か私がこの間聞いてきたのだといふ話が違つてゐるみたいなんです、何はともあれ、その家事相談というのは今後ずっとお続けになるおつもりですか。そして、その場合の日当といふことが、手当てですか、それはどのようになるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(堀分一立君) 先日も申し上げたかと思ひますが、現在、全国で家事相談の件数が三十一万件余りになっております。で、私どもはこれは国民に対する裁判所の受付事務に伴うサービスとして非常に大切なことだというふうな考えております。したがって、これをやめるとかどうとかということは考えておりません。むしろちやうどいまから十八年前でございしたか、三十一年ごろに、家事相談を何とか立法化したといふと、法律でできないまでも受付事務に関する大切な事務として規則で何とかできないだろうかということ、ちやうど履行確保の制度が立案されたときに、家庭規則制定諮問委員会に家事相談のこちらの考えた案を掛けて、いろいろ御意見を伺ひましたところが、私の記憶では、当時在野法曹の反対がかなりありまして、そして、これはなお十分検討してみなければいかぬというふうな思ひ直しまして、そのときはその規則をつくることができなかったわけでございますが、続きまして、昭和三十七年に、やはり家事相談について

何とかめどをつけようということ、いろいろ検討いたしました、なかなかどうもこれを規則化することがむずかしい情勢で、そのときはあきらめたといふことで、その後、検討はしておりますけれども、なかなか成案を得られないんで、これはもう二十年近くもいろいろ方法を考へてやつてまいつたのでありますけれども、いまだに成功してありません。今後なお努力して、国民のサービスに遺憾のないような方法を考へたいと思ひますが、この家事相談は、この前も申し上げましたように、もしその相談の過程で事件の実体に入り込んでいきますと、非常に弊害もありますし、その点が在野法曹が非常に懸念なさるところであると思ひます。それで、それは私も認めたしましては、まことにごもっともなこととして、これは十分そういうところは検討しなければ、安易な気持ちでこれを実現しようということではいけないんだらうというふうな考へて今日に及んでおる次第でございます。

○佐々木静子君 そうすると、結論的には手当てはどうなるんでございしますか。

○最高裁判所長官代理人(堀分一立君) ただいまのままだ、家事相談をしたことに対する報酬といふものはお払いできないというたてまえになつておるわけでございます。

○佐々木静子君 そうすると、今次の改正には、この問題は解決できないというふうな……それでは、そういうふうな問題もあらためて近い将来解決なさろうというわけでございますか、どういふふうな御計画ですか。

○最高裁判所長官代理人(堀分一立君) 今次の改正には間に合いませんでした、いろいろ検討して、もし皆さま方の御納得のいくような案ができれば、そういうふうなことを考へたい、こういうことでございします。

○佐々木静子君 まあ待遇の問題になりましたので、ちやうど……今度非常に待遇がよくなるといふふうなふれ込みでございすけれども、現実にはあまりそういう待遇でもないんじゃないか。

調停委員の方ですね、いまの問題と関連いたしましたけれども、特に調停委員の方々の職業、これを調べてみますと、この表を見ましても、三分の一が無職でございす、大体家庭の主婦の方じゃないかと思ひますが、この家庭の主婦で調停委員をしていらっしゃる方が、今度こういうことで、いまの税法で、まあ大蔵省から除外されるの、わけですけれども、扶養家族から除外されるの、いま年収二十四万円だと思ふのでございすけれども、そうすると、この調停委員になつて調停に月何回か出ていこうと思へば、留守番も頼まないといけなし、何だかんだ、月額二万円と見れば、二万円ぐらゐのお金はすぐ要つてしまつて、たいしてプラスにもなつていないのに、扶養家族から除外されて、税金の控除もなくなるというふうなことで、主婦の調停委員の方の中には、むしろ前の日常制度のほうがよかつたといふ考へ方もかなりあるわけなのでございす、これは根本的には、いまの扶養控除制度の二十四万円というのが非常に低額過ぎて、これは社会的に妻が働く場合、現実には二十四万円をオーバーすると扶養控除からはずされるというこの税制自体がおかしいと思ふので、私もこの間別の委員会でもそのことを大蔵省に追及したのですけれども、実際のところ、いいいと言ひ方ではあります、努力は必要なんです、今後実質的にもっとよくしようという努力は続けになることになつてゐるんですか、どうですか。

○政府委員(勝見嘉美君) ただいまの御指摘の配偶者控除についてでございますが、ただいまの二十四万という数字は、所得税法の八十三条一項のいわゆる控除額が二十四万という御趣旨だろと思ひます。結論的に申し上げますと、私どもの調べた限りで申し上げますと、妻である調停委員が支給を受ける手当の年間合計額が七十万円以下でありますれば、もちろん他に給与所得等がない場合でございますが、七十万円以下であれば、その夫の所得に関する所得税上の配偶者控除には影響を及ぼさないということになるかと思ひま

す。ただいま申し上げました手当合計額七十万円は、六千五百円で割りますと百七七日になりますので、実際上も配偶者控除には影響がないというふうに考えている次第でございます。

なお、将来のこの手当の増額につきましては、私どもの希望的観測かもしれませんが、給与法の二十二条一項の手当は、ある一定間隔をおきまして公務員の給与のベースアップに応じて随時ベースアップされておりますので、その意味での待遇改善ははかれるものというふうに考えております。

○佐々木静子君 これは、これだけに御満足なさらずに、今後とも待遇改善に御努力いただきたいと思っております。前回は若干触れましたが、その選任方法について、もっとその待遇を上げていただきたいと同時に、ふさわしい調停委員を選んでいただくということについても鋭意御努力いただきたいと思うわけですが、特にこの任期が二年になっておりますが、再任回数について、これはぜひ制限を設けるべきじゃないかという意見が日弁連などからも出ておりますし、いままでの任期一年のときでも、私も調停委員同士でもそれをよく言っておったのでございますが、五回再任すれば、しばらく休むとか、少なくとも家裁から地裁へ回すとか、そうしないと、どうしても職業化してしまうと思うわけなんです。でございまして、これはやはり二年だとすれば、三回再任すればしばらく休んでもらうとかいうふうなことが非常にいいんじゃないかと思うわけですが、これも、伺ってみますと、やはり先ほど須藤先生のお話にもあったように、勲章制度との関係で、途中で一服すると、もうはすだつた勲章がもらえるようになるから、だからそれだけはんべんしてほしいと、むしろその勲章をおもひになれる年齢に近い方がたいへんに反対をされるというふうな、これは裁判所の事務当局の方から何うわけなんです、全然でたらめな意見でもないと思うんですけれども、そのあたり、この勲章のためにみんながどうかと思う調停委員にいつまでもいていた

だかないといけないというののどうかと思っております。その再任の回数について何とかお考えになるお気持ちはいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 佐々木委員のただいまの御意見は、臨調審においても出された御意見でございまして、私も十分検討しておるわけでございますが、ただ、再任の回数につきましても、画一的に何回というふうにきめることが望ましいかどうかという点も、また別に問題があるかと存じますので、その辺はまさに彈力的な運用がなされるべきではないか。また、佐々木委員先ほど仰せのとおり、調停委員としても非常にかげがえのない方もおられるわけでございます。そういつた方と普通の場合と同じに扱うというのも適当ではなからう、そういった点で十分運用面では彈力的に考慮してまいりたいと存じます。

なお、勲章の点については、私ももうそういう立場ではございませぬけれども、単なる年数だけで勲章を出すというのでは決してございせんので、その辺も十分今後運用の面で配慮してまいりたいと思っております。

○佐々木静子君 あんまり名譽意識——この調停委員になることに誇りを感じていただくのはけっこうですけれども、それをもつて、たとえば勲章と結びつけて考えようという考え方は、ちょっとこれはぐあいが悪いんじゃないか、そういうところから、やはり先ほど申し上げた人権意識などとともに、調停委員をただ形の上だけじゃなしに意識の面からぜひとも厳選していただきたいという考えを特にお願い申し上げたいと思っております。

それから実はこの調停制度の問題で、私も何人もの弁護士の方々にも御意見を承らしていただいたわけなんですけれども、やはりまあいいまでの裁判所と弁護士会との関係、特に先日来問題になっておりますところの参与裁判官制度というふうな問題が、いよいよこの二月から全国的に行なわれたというふうな事柄から、現地の弁護士さんの方々は、まあ調停制度の問題もさることながら、

三者協議がうまくいっておらないためにいろんなトラブルがある、たとえばこの参与裁判官制度についても弁護士会、あるいは個々の弁護士さんとする、非常に反対をしているけれども、事実上これがあちこちの裁判所で行なわれている、そういう現状を考えると、今度の調停法もいろいろ問題が、これから先、運用の面で起こってきても、いま御答弁ではいい御答弁をいただいておりますが、またいろんな問題が起こってくるんじゃないかという点で、たいへんに懸念なされる御意見が強いわけなんです。現実には参与裁判官制度、これは私も何回かこの当委員会でも最高裁判局にも質問をさせていただき、日弁連がこれだけ反対しているのだから、できることなら何とかやめていただきたいということも何度もお願いしたわけでございますけれども、遺憾ながらそのお願いが実現せず、現在に至っておりますわけでございますが、この参与裁判官制度について最高裁判局は今後どういうふうにするおつもりなのか、一度そのあたりの方針を聞かしていただきたいわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) いわゆる参与規則の問題でございますが、これもただいま佐々木委員から御指摘のように、まあいろいろその当時も問題を持っておりまして、また現在もいろいろと日弁連のほう等で御批判を受けておるのでございます。で、この参与規則の問題でございまして、いろいろ御批判はございまして、私もそのほうの基本的な態度といたしましては、要するにこれは未特例の判事補の事務処理能力の向上、すなわち研さんというものと、それから単独体の審理の充実を目的とするというところ以外の何もございせんので、そういう目的から考えますと、それが活発に各地で活用されるということを実は望んでおるのでございまして、しかしながら考えますと、この参与規則の運用、すなわち参与させるかどうかというふうなことは、司法行政上の問題と申しますよりはむしろ裁判のやり方自体に密接に関係することでございますので、要するに結論的に申しますならば、各地の実情に即した

ところの運用にまかせざるを得ないということでございます。まして、現にそういう態度で臨んでおるのでございます。

で、それからまた一方、この未特例判事補の研さんという目的からするならば、むしろ合議事件をふやすべきではないか、この参与規則のために、合議事件のほうを減らして、どんどん単独事件で処理するのではないかと御批判もございしますが、未特例判事補の研さんの目的という点からするならば、やはり合議事件によって未特例判事補を研さんさせるといふことも一つの方法でございまして、こうした機会に合議事件で事件を処理するということが今後ふえるということも、私どもとしてはあわせてこれを期待しているというのが現状でございます。

○佐々木静子君 ぜひとも、その未特例判事補の研修というふうな意味ならば、合議事件を充実することによって十分にやっているといるんじゃないか、そのほうが本来では裁判の趣旨に全く合致するのではないかと、いふふうにも考えますので、ぜひ、そうして一日も早く弁護士会が強く反対をしておりますところの参与裁判官制度というものを、ぜひオードを打っていただきたいというふうに思っておりますが、事務総長、そのあたりについてはいかがでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) ただいま総務局長が答えましたとおりでございますが、まあこの参与規則についていいますと、これは参与させる判事といいますが、この方がやはり若い裁判官から魅力があり、かつ、信頼を受ける方ではないと効果があらがらないかと思ひます。それから、また、参与するほうの若い裁判官からいいますと、やはり大いに実務をやってみて、陪席だけではない、単独事件の一端にもひとつタッチしようじゃないか、で、特例を得たらそのときにはひとつ自信を持って仕事しようじゃないかという意欲が十分ある方ではない、これまた効果があらがらないと思ひます。ですから、参与規則にありましますように、参与しなければならぬというのではなくて、参与さ

せることができるという規定でございます。ですから、規則の趣旨についてたいへん、まあ私どもからいうと誤解と存じますけれども、いろいろの方々が心配をしてくださっているの、どうぞそういう心配がないようないい運用を定着させていきたい、ですから、決して無理をしないで、だんだん皆さんに参与制度の趣旨を了解していただきたい、そして無理のないところで役立てていただきたい、こういうふうに思っております。

○佐々木静子君　これは御答弁の御趣旨はわかるんですが、やはりこの三者協議の問題、解決しないと、これは日弁連でその点全く了解できたというようなことにはいまの段階ではとうていむずかしいんじゃないかと私ども思うわけでございます。

それから、これは日弁連からの要望でございますが、国選弁護を引き受ける場合に、自分は参与裁判官のついている事件はいやだと、それなら国選弁護は引き受けたくないという弁護士さんがかなりいらっしゃるそうなのでございます。それで、国選弁護を引き受けるときに、参与判事がある事件かどうかということ、その受けるときにはわからないですから、受けてしまったあとでやめるといってもこれは相当問題があるので、それがわかるようにしていただきたいというのが日弁連の要望なんですございますが、何かそのことについては日弁連と最高当局もかつてお話し合いになったけれども、それについての御回答を得ないということなのでございますが、そのあたりについてはそうした御配慮をしていただけるんでしょうか、どうなるんでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 具体的に
は、いま言ったようなお話、まあ御要望というのの
は、直接受けたことはございません。ただ、昨年
の暮れにちょっとお会いしたときに、広島でそう
いうふうな例があったというふうなお話があり
ました。まあそういうふうなことも含めまして、
こうした規則の運用の問題につきましては、もっ
ぱら各地の実情におまかせしているという状態で

ございますので、まあ私どものほうでどういうやり方をしろとか、こういうやり方をしろというようなことは、一切していないというのが実情でございます。

○佐々木静子君 これはこれだけの強い反対のあることです。から、ぜひとも何とか日弁連の希望も通るようにひとつ運用していただきたいと思うわけです。これは現地の弁護士さんのおっしゃるところでは、ともかくその当該事件でその問題については個々に争うよりほかないという状態なので非常に困るという弁護士さんの——これはまあそうだと思います、事件かかえてその裁判所と参与のことでござりまするといふのは非常にまずいこととでございまして、それからその当該裁判官は、実はこれ自分の個人的見解とすると参与制度は反対なのだという方も、これはその場ではおっしゃらないけれども、まあ前から聞いておるというような裁判官と争ってみても、これ個々のしにかたがなないわけで、何とかやはり最高裁当局としてもこれはぜひお考えいただきたい、いまお話にございましたその合議制度の充実というような方向に方向転換をしていただいて、裁判本来の趣旨に、これだともう全く皆さんがもう手をあげて賛成なさるんじゃないかと思えますので、ぜひそのように今後ともお願い申し上げたいと思うわけですが、今後ともそのように御努力いただくことは間違いのないわけにございますか。

○最高裁判所長官(代理者 安村和雄君) まあ日弁連と申しますか、弁護士会の皆さまにもどうぞひいつと参与規則の心配なさる面と別にですね、積極面のあることもひとつ御理解を深めていただきたように思います。そして、運用しますものとして、ましては、先ほど来総務局長が答えておりますように、実はもう規則を最高裁判所でござえておりますと、あとその運用は個々の裁判所の問題になりますので、これは裁判官がそれぞれ良識をもつてしていただく。で、あとは、まあいろいろな制度がありますというところ、制度の心配の面だけを強調なさいますと、いかにも悪いようなことになり

ますけれども、まあこれから先のことが言いようによつてはこれ誤解を受けますけれども、どんな制度でも、一〇〇％欠点のない制度というものはないかと思ひます。で、もちろん制度をこさえますときには、欠点のない制度をつくるということとてつくるわけでございますけれども、さて神さまの目から見て完全な制度というものはそうなかなかできるものじゃない。しかし、そういう完全でない要素、人間のことでございますから、人間のすることでございますから、はらんでゐる制度であっても、運用に気をつければ、これは積極面がよく出て、いい運用になる。で、裁判の充実にいへば、未特別例判事補の実力の涵養にもなると、運用にも慎重を期しているというところで、運用さえよろしければいいので、私どももいい運用の定着に気をつけて、その運用のあとを弁護士会の皆さまにも見ていただいて、だんだん安心していただけるようになればと思つておるわけでございます。

○佐々木勝子君 御承知のとおり、この本案のこの改正案につきましても、いろいろと日弁連、まあ全司法などが心配しているわけでございますので、いまの御答弁にもございましたように、その中で、運用の実際の面で心配が杞憂にすぎなかったというふうにぜひともこれは最高裁の責任においてそれを立証していただきたいと思うわけですが、この改正調停法の今後の運用ですね、について、まあどういうふうな運用をしていこうと思うか、事務総長に伺いたいと思うわけでございます。

○最高裁判所長官代理者（安村和雄君）　まあ今回の質疑を通じていろいろなことを伺わしていただきましてので、これは十分念頭に置いて運用に当たりたいと思います。しかし、何をいいますのにも調停が民間の司法参与である。で、民間人の協力を得て司法のたいへん重要な部分が行なわれていくわけでございますから、その点の本質を見失わないように進めてまいりたいと思っております。まあ大きな目標といえはその一点になると思います。

○佐々木静子君　これは最後に大臣にお伺いしたいと思いますが、私どももかねてからの調停委員の待遇をよくするということはこれは強く希望し主張してきたことでございますので、そういう点においては、待遇をよくするという点においては、大いに賛成でございますが、まあいま申し上げたようないろいろ懸念されるところもある。特に三者協議の問題などが十分に解決しておらないようなことからいろいろな問題がこの調停法が施行された場合に起こってくるのじゃないかというようになことを心配しておりますが、これ大臣としては法務省の責任者としてそういう心配がないようにまあ御努力いただけたらと思います、最後に大臣のお考えを述べていただきたいと思います。

○國務大臣（中村梅吉君）　かねがね申し上げてお

りますように、三者協議の機関はできるだけ早くつくって、いまの参与判事の問題などにつきましてもいろいろやはり疑心暗鬼といいますが、よけいな心配もしなきゃならない事情にあるようでございますから、そういうことが話し合いを通じて一切解決できていくと、そこに初めて在朝在野の法曹の緊密な連絡がついていくわけでございますから、そのように私どもとしては努力をしてまいりたいと、かように思っております。

○委員長(原田立君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(原田立君) 御異議ないと認めます。
須藤君及び後藤君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。
須藤君から修正案の趣旨説明を願います。
○須藤五郎君　ただいま議題となっております民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に對しまして、修正の動議を提出いたします。
修正の内容は、お手元に配付されております文書によりましてごらんをいただきたいと思ひますので、その朗読は省略させていただきます。

修正を動議する理由につきまして簡単に趣旨を御説明申し上げます。

第一は、調停委員の名称を民事調停委員及び家事調停委員と改める改正部分のすべてを削除して、調停委員の名称を現行法どおり残そうとする修正の理由でございます。

現在の調停委員を民事調停委員と家事調停委員に分けて、それぞれ専門化しなければならぬ合理的な理由が見出せません。臨時調停制度審議会の答申の中にも全く含まれていないこのような制度上の変更を行なうことは、調停委員の中に無用な差別を設けるだけでありまして、これは避けるべきであると考えます。

第二に、調停委員の選任及び職務等に関する改正部分を修正案のように修正する理由について申し上げます。

調停委員の選任方法を最高裁判所の定める規則に委任し、最高裁判所が現行法の定める選任方法を全面的に改廃し得る道を開き、また調停委員の職務として定着した本来の任務のほかに、自己の担当していない他の調停事件に因り得る職務権限を新設しようとする改正案は、調停委員の身分を事実上常勤の裁判所職員と同様、一種の専門職化し、国民が広く司法手続に参与するという調停制度の国民的な、また民主的な性格をそこない、官僚化するおそれがあります。よって、現行法に修正案のような改良を加え、これを残すことにするのが必要だと考えます。こうして現行法の持つ民主的性格を維持し、さらに発展すること、また現行法の運用上あらわれている弊害を除去することも可能となると考えます。

また、調停手続における共助体制は、常勤の裁判所職員をもってこれに当たらせるべきであって、非常勤の調停委員にそのような任務を課すのは民事手続制度に混乱を持ち込む結果となります。また、特定の事件において、専門的な知識、経験に基づく意見が求められる場合には、鑑定を命ずるか、または専門的な知識、経験を持つ調停委員をその事件の調停委員に加えるべきであります。

第三に、調停委員の身分及び給与等に関する修正の理由について申し上げます。

調停委員が非常勤職員であり、現行の身分のままで手当を支給し得ることは、現行法の解釈上何ら疑念を差しはさむ余地がありません。したがって、この点に関する民事調停法の改正案第八條第二項及び家事審判法の改正案第二十二條の二のような規定は全く不要であって、これは削除すべきであります。しかし、現行法の実際の運用では、調停委員を事実上名譽職扱いとしておりますので、このような運用のしかたを改めるためにあえて修正案のようにすべきだと考えます。

以上をもちまして、修正を動議する理由につき趣旨説明を終わります。

○委員長(原田立君) 次に、後藤君。
○後藤君 私は、自由民主党を代表して、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する修正案の内容について御説明を申し上げます。

政府原案は、第二條、家事審判法の改正規定中、第二十二條の二第一項において、家事調停委員の職務内容の一つとして、「調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。」こととしておりますが、これは、政府及び最高裁判所の説明によりますと、民事調停委員についてと同様、囑託にかかる事実の調査を予定しておることとありますが、家事調停については家庭裁判所調査官が事実の調査を行なうものとされており、家事調停委員に右の事務を行なわせることは必ずしもその必要がないと考えられますので、この部分を削除しようとするものであります。

以上が本修正案の趣旨及びその内容であります。

○委員長(原田立君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言願います。
別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○佐々木勝子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する意見を申し述べたいと思っております。

この政府原案につきましては、審議の過程においてもいろいろと明らかになっておりますけれども、現行民事調停法及び家事審判法をわざわざ改正するまでもないのではないか、むしろこの運用面において鋭意努力をはかられたならばこれらの問題はすべて改善されるのではないかと考えるところより見ても、私どもは政府原案には反対の態度をとっているわけでございます。とりわけ、民事調停法の第八條一項に定めておりますところの民事調停委員の職域を不当に拡大しようとしている点、特にこの第二項におきましては民事調停委員を非常勤公務員とし、かつ、その任免に關する必要な事項をわざわざ「最高裁判所が定める。」というふうに改正しようとしている点につきましては、これは官僚主義につながるものであって、民意を反映して国民の司法参加という意味においてこの調停法の趣旨を阻害するものであると、これは反対の意思を表明したいと思うわけでございます。

また、この家事審判法の第二十二條の二によりまして、いま後藤委員より修正の動議が出されたわけでございまして、この修正の部分については調査官制度というものが存在している限りこれはもつとも御意見であると思うわけでございまして、けれども、その余の部分については、先ほど来申し上げましたような理由によりまして、やはりこの条項自身非常に問題点を多く含んでいるのではないかと思いますので、賛成しかねるわけでございます。

そういう意味におきまして、民事調停法及び家事審判法全案につきまして、やはり調停法、今度の改正によってこの調停委員の待遇の改善がはかれるというのを考えますと、その点では、調停委員の待遇をよくするという点におきましては、

非常にけっこうなことだと思っておりますけれども、これはわざわざこの改正によらなくても、先ほど来申し上げましたように、現行制度でも調停委員の待遇というものの改善はこれは十分にはかかれると私も考えるわけでございますので、何らかの改正の必要はないと考えるわけでございます。

そういう意味におきまして、政府原案及び後藤委員より提出されました修正案には、社会党は反対の立場をとる次第でございます。

また、日本共産党須藤委員より出されました修正案につきましては、個々の問題点につきまして私ども心配している点は一応この修正によって除かれるのではないかと考えますので、この修正案に對しまして賛成の意思を表明する次第でございます。

○棚田四郎君 私は、自由民主党を代表して、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する須藤委員提出の修正案に反対、わが党提出の修正案並びに修正部分を除く原案について賛成の意見を申し述べたいと思っております。

申すまでもなく、調停制度は、大正十一年に借地借家調停法が施行されて以来今日まで五十年余の歴史を経るとともに、国民の間に深く根をおろし着実な進歩発展を遂げてまいりましたが、最近における国民の権利意識の向上、経済規模の拡大、社会生活の変化等社会情勢の変動に伴い、民事及び家事の調停事件が複雑多様化するとともに、交通事故、公害等にかかわる新しい類型の紛争が加わって一そう複雑困難なものとなっております。

このような実情にかんがみ、調停委員会の組織及び機能を充実強化するため、調停委員の身分を明確にし、その職務を拡充し、あわせて給与面の待遇向上をはかることともに、被害者の簡便な救済及び紛争の適切な処理をはかるため、交通調停事件及び公害等調停事件の土地管轄の特則を設け、さらに、遺産分割調停事件においていわゆる当事者出頭主義の例外を認める等調停の手続に關する規定を整備することは、まことに時宜に適した改

正であると考えます。

また、わが党提出の修正案は、現在家事調停においては家庭裁判所調査官が事実の調査を行なうものとされておりますので、家事調停委員は囑託にかかわる事実の調査を行なう必要がないこととするものであって、妥当な措置であると思われま

す。よって、私は、わが党提出の修正案並びに修正部分を除く原案に対し、賛成の意を表するものであります。

○柏原ヤス君 私は、公明党を代表して、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対して、須藤委員提出の修正案には賛成、後藤理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案について反対の討論を行ないます。

現行の調停制度は、国民の司法参加によって当事者間の紛争を解決する制度として、訴訟と並んで非常に重要な制度であります。このすぐれた特色を発揮して、さらに充実強化すべきであるというのが関係各界の基本的な要請であります。このたび提案されましたこの改正案の中には、調停制度の充実強化よりは、むしろ、それに逆行するような点が含まれていることが心配されるのであります。

その第一点として調停委員の身分の改正であります。

今回の改正案では、現行の調停委員、候補者制度を改め、当初から非常勤の裁判所職員としているところであります。調停委員を最高裁判所の任命制とし、具体的な調停事件を離れても、その身分を公務員化し、職務内容を無制限に拡充することとは、現行調停制度の最も特色とされている国民の司法参加の原則を大きく後退させ、調停委員の専門化、官僚化の促進につながるおそれが多分にあり、この点には強く反対せざるを得ないのであります。

第二点は、調停委員の職務権限の拡張に関する問題であります。

改正案では、従来の職務のほかに、他の調停事

件について、専門的な知識経験に基づく意見陳述、囑託にかかわる事件の関係人の意見聴取、さらに、「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。」ことになっております。このことは、いたずらに調停委員の職務の拡張をはかり、調停委員の公務員化と相まって、いっそう官僚化のおそれがあり、あわせて、調停委員を常時裁判所に拘束する可能性を伴うものであります。そのような余裕のない者は、たとえ適任者であっても調停委員となることができなくなり、資質、能力等においてすぐれた調停委員を得ることができなくなること等を心配するものであります。

その他、臨調審の答申書にも強く要望のありました裁判官の適正数の確保、第六十五国会での附帯決議で法曹三者の十分なる協議と意見の一致という点等々、問題があります。

以上、申し述べ、私の反対討論を終わります。○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、民事調停法・家事審判法の一部を改正する法律案について、自民党提案の修正案及び原案に反対する立場で討論を行ないます。

本法案は第一に、調停委員を最高裁判所の任命制とし、従来と異なり、事件の指定を離れても調停委員を非常勤の国家公務員とするものであります。

政府は、調停委員に手当を支給するためには右改正が必要であるというのでありますが、わが党が独自に提出した修正案でも明らかにように、調停委員の待遇改善は、政府案のごとく身分を任命制にし、公務員化しなくとも、第九条を改正するだけで十分可能なものであります。しかも本法案は、国民の国民による国民のための調停を行なう上で、従来も一定の役割りを果たし今後も活用さるべき当事者が合意で定める調停委員等の民主的規定を削除しています。それゆえ本法案は、調停委員の待遇改善を名目に調停委員の官僚化を促進するものであると言わなければなりません。

第二に、本法案第八条及び第二十二条の二では、

調停委員に新たに種々の事務を負担させ、特に「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。」と定めて、最高裁判所の規則で事務を拡大する余地を残しています。これらは、裁判所書記官の仕事の過重化、公証機関としての書記官の権限のあいまい化をもたらす、民主主義の制度に混乱を持ち込むとともに、調停委員の公務員化と相まって調停委員の一その官僚化につながるおそれがあります。

なお、自民党提案の修正案については、修正によって第二十二条の二の第一項中「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務」が削除されても、同項の残余の部分は依然として、家事調停委員が当該事件を離れて、家庭裁判所の命を受けて裁判所の仕事をすることであり、先に述べたその弊害が除去されるものではありせん。

わが党は、この修正部分そのものに特に異論はありませんが、この程度の修正によって、本法案第二十二条の二の第一項の趣旨が本質的に改善されることにならないので、この修正案には反対せざるを得ません。

第三に、調停委員の中で弁護士比率は非常に高いわけですが、本法案のように公務員化されますと、弁護士本来の法曹の在野性が失われて、いわば体制に奉仕する面との相反する二足のわらじをはくこととなります。現在、司法の反動化が進んでおる中で、弁護士までもこれに組み込むべくのものであり、弁護士と官僚化とも司法反動の一その促進が危惧されるからであります。

第四に、本法案は手続的にも法制審議会の議を経ず、また第六十五国会の附帯決議の精神に反して、調停について最大の協力を得べき在野法曹、日本弁護士連合会との十分な話し合いもなしにしております。

このことは、日本弁護士連合会の本年五月二日の決議にも見られるごとく、「万一これが成立するような場合は、調停に対する国民の信頼を失い、調停事件の減少、調停委員の辞任、その推せん拒

否等の事態が発生するおそれがある。」という強い反対意見を日弁連自身が表明せざるを得ないところまでできておるのであります。この法案を政府があくまで押し通すすべし、調停制度の運営にも重大な支障を来たすおそれがあるのであります。調停制度の改善は、現在の裁判官不在并並びに裁判官不在の調停を改めること、調停委員の選任を民主的に行なうこと、待遇をわが党独自の修正案のごとく抜本的に改善すること、かつ、第七条、第八条及び第二十二条などの従来の規定中、民主的部分をさらに活用すること等によって実現されるものであります。

以上、日本共産党は、司法の民主化、調停制度の民主化を願う見地から、本法案に反対の意思を表明するものであります。

なお、わが党は、原案中、交通公害事件の管轄には必ずしも反対ではありません。

以上で私の討論を終わります。○委員長(原田立君) 他に御意見もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。【異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(原田立君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、須藤君提出の修正案の問題に供します。須藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(原田立君) 少数と認めます。よって、須藤君提出の修正案は否決されました。

次に、後藤君提出の修正案の問題に供します。

後藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よって、後藤君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

佐々木君から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木君。

○佐々木君 私は、ただいま可決されました民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、最高裁判所は、改正後の民事調停法第八条第一項の規定により最高裁判所規則に委任せられた「調停事件を処理するために必要な事務」を定めるにあつては、民事調停委員の負担過重とならないよう必要最小限度のものと定めるべきである。

二、最高裁判所は、民事調停委員及び家事調停委員の任命にあつては、調停制度の本旨にかんがみ、民間の司法参予の実を挙げるため、関係各方面の意見を聴取し、民間の各界各層から適任者を確保するよう配慮すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(原田立君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 全会一致と認めます。よって、佐々木君提出の附帯決議案は全会一致をもって、

て本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中村法務大臣及び安村最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、これを許します。中村法務大臣。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま御決議のありました附帯決議に関しましては、その御趣旨を最高裁判所に十分お伝えをし、御趣旨に沿って措置されますよう要望いたしますと存じております。

○委員長(原田立君) 安村事務総長。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 最高裁判所といたしまして、民事調停委員の負担が過重とならないよう配慮し、また調停委員の任命にあつては適任者を確保するよう努力したいと存じております。

○委員長(原田立君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

〔参照〕

(須藤五郎君提出)
民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する修正案

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第六条の改正規定を削る。

第一条のうち第七条の見出し及び同条第二項の改正規定並びに同条第三項の改正規定を次のように改める。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一 地方裁判所が、二年ごとに、調停委員候補者選考委員会の選考を経て、調停委員候補として委嘱した者

第七条に次の二項を加える。

4 調停委員は、非常勤とする。

5 調停委員候補者の委嘱及び調停委員候補者選考委員会に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第一条のうち第八条及び第九条の改正規定を次のように改める。

第九条を次のように改める。

(手当等)

第九条 調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前条の規定により調停の補助をした者には、最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第一条のうち第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

第一条のうち第十七条の改正規定を削る。

第一条のうち第三十七条及び第三十八条の改正規定を削る。

第二条のうち第三項第二項の改正規定を削る。

第二条のうち第二十二條第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第二十二條第二項第一号を次のように改める。

一 家庭裁判所が、二年ごとに、調停委員候補者選考委員会の選考を経て、調停委員候補者として委嘱した者

第二条のうち第二十二條第三項を削り、同条の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第二十二條に次の二項を加える。

調停委員は、非常勤とする。

調停委員候補者の委嘱及び調停委員候補者選考委員会に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二条のうち第二十三條第一項の改正規定、第二十四條第一項の改正規定並びに第三十條第一項及び第三十一條の改正規定を削る。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則第四項及び第五項を削り、第三項を第六項とする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項中「民事調停委員又は家事調停委員」を「調停委員」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第一項の次に次の三項を加える。

(調停委員候補者となるべき者の委嘱)

2 地方裁判所又は家庭裁判所は、この法律の施行前に、選考委員会の選考を経て、調停委員候補者となるべき者を委嘱するものとする。

3 前項の規定による調停委員候補者となるべき者の委嘱及び選考委員会に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(経過措置)

4 附則第二項の規定により委嘱された調停委員候補者となるべき者は、この法律の施行の日、それぞれ、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定による調停委員候補者となる。

(後藤義隆君提出)

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する修正案

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第二十二條の次に二条を加える改正規定中第二十二條の二第一項中「囑託」を「又は囑託」に改め、「を行い、その他調停事件を処理

するために必要な最高裁判所の定める事務」を削る。

昭和四十九年六月四日印刷

昭和四十九年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W